

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

平成29年9月13日（水）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項

（1）環境水道課

環境係 / 上下水道係

- ・決算説明
- ・質 疑

（2）戸籍税務課

住民税係 / 資産税係 / 収税係 / 戸籍年金係

- ・決算説明
- ・質 疑

（3）会 計 課

会計係

- ・決算説明
- ・質 疑

（4）健康介護課

介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係

- ・決算説明
- ・質 疑

○出席委員（12名）

| | | | |
|-----------|-----|---------|------|
| 小 森 谷 幸 雄 | 委員長 | 市 川 初 江 | 副委員長 |
| 小 林 武 雄 | 委員 | 針ヶ谷 稔 也 | 委員 |
| 本 間 清 | 委員 | 亀 井 伝 吉 | 委員 |
| 島 田 麻 紀 | 委員 | 荒 井 英 世 | 委員 |
| 今 村 好 市 | 委員 | 延 山 宗 一 | 委員 |
| 黒 野 一 郎 | 委員 | 青 木 秀 夫 | 委員 |

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---|---|----|----------------|
| 山 | 口 | 秀 | 雄 | 環境水道課長 |
| 星 | 野 | 一 | 男 | 環境係長 |
| 福 | 知 | 光 | 徳 | 上下水道係長 |
| 峯 | 崎 | | 浩 | 戸籍税務課長 |
| 川 | 部 | 昌 | 弘 | 住民税係長 |
| 青 | 木 | 小 | 百合 | 資産税係長 |
| 長 | 谷 | 見 | 晶 | 収税係長 |
| 森 | 田 | 和 | 子 | 戸籍年金係長 |
| 多 | 田 | | 孝 | 会計管理者兼 会計課長 |
| 落 | 合 | | 均 | 健康介護課長 |
| 小 | 野 | 寺 | 雅 | 介護高齢係長 |
| 小 | 野 | 田 | 裕 | 保険医療係長 |
| 山 | 岸 | 章 | 子 | 健康推進係長 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|--------|
| 伊 | 藤 | 良 | 昭 | 事務局長 |
| 川 | 野 | 辺 | 晴 | 庶務議事係長 |

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○伊藤良昭事務局長 皆さん、改めましておはようございます。

定刻やや前ですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまより9月13日、予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○伊藤良昭事務局長 開会に当たりまして、小森谷委員長にご挨拶をいただき、引き続き3番の審査事項の進行につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 おはようございます。3日目ということでございますので、最終日になりますが、皆さんのご協力をよろしくお願ひをしたいというふうに思っております。

なお、説明につきましては、決算書により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願ひをいたしたいと思ひます。それでは、よろしくお願ひをいたします。

○認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○小森谷幸雄委員長 それでは、早速ですけれども、環境水道課からご説明をお願ひしたいと思います。

山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 それでは、おはようございます。環境水道課のご説明をさせていただきます。

決算書に基づきまして、まず私のほうから歳入関係の全般を説明させていただきます。その後、各係長によりまして、歳出の関係のご説明という形でお願ひいたしたいと思ひます。

まず、環境水道課につきましては、環境係と、それから上下水道係と2つの係がございまして、環境係から説明をさせていただきます。と思ひます。

平成28年度の環境係につきましては、環境保全の全般、それから一般廃棄物の処理、それと犬の登録、狂犬病予防、それから公害対策、それからごみ処理の広域化などが主な業務ということで行っております。

歳入になりますが、決算書のまず22、23ページをお願ひいたします。この下のほうになりますが、13款使用料及び手数料、2項手数料、2目の衛生手数料としまして、収入済額が1,930万4,495円ということになります。内訳につきましては、その中の1節、畜犬登録、注射手数料、これは新規登録料だとか、予防注射の手数料などが含まれておりますが、62万8,940円、これは前年並みということでございます。2節につきまして、清掃手数料が1,867万5,555円となっております。内訳につきましては、備考のほうにありますが、指定袋の売払手数料、こちらは昨年は12月で販売終了ということになっておりましたので、前年の約64%の額になっております。それから、町内の事業系ごみ処理手数料、こちらもちょうど切りかわるということがあります。駆け込みの需要等あったのですが、総額的には前年の大体106%ぐらい増というようなことにな

っております。それから、一般家庭から出される大型ごみ等の収集運搬の手数料、こちらは18件ということで、ほぼ前年並みと、1万6,500円ということでございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。こちらの真ん中からちょっと上のところですが、15款県支出金、それから県委託金、1目の総務費県委託金、その2節環境保全委託金ということで、こちらは収入済額が8万628円ということでございます。こちらは県から環境保全地域に指定されている行人沼と、それから雷電神社、そちらの管理者、団体へ清掃に係る作業用の消耗品相当ということで、委託金として渡しております。これは、昨年同様ということで、半分ずつ、4万314円ずつというようなことでございます。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。20款の諸収入、5項雑入、3目雑入、この備考欄、ちょうど真ん中あたりになるのですが、固形燃料売上代、こちらが119万4,210円、こちらも広域化によって、12月に業務終了という形で、昨年に比べて減額ということになっております。対前年比が82%になっております。それから、その下、一般廃棄物に係る許可証代、それから従業員の証書代ということで3万2,200円、こちらは前年並みということでございます。それから、その下、資源ごみの売上代金ということでありまして、555万4,908円、こちらは新聞紙、雑誌、段ボール、古着とか種々あるのですが、それらを資源化センターのほうへ受けてということで、こちら若干駆け込み搬入というのがあって、量的には増えたのですが、売却価格のほう下落ぎみということで、金額的には前年比103%ということでございます。

環境系の歳入の主なものということでご説明をさせていただきました。

では、歳出につきましては、星野係長よりご説明をさせていただきます。

環境係を先にやらせていただいて……

○小森谷幸雄委員長 星野さんのほう。

○山口秀雄環境水道課長 ええ。終わりましたら上下水道係という形でお願いできればと思います。

○小森谷幸雄委員長 では、星野係長。

○星野一男環境係長 それでは、環境系の星野と申します。よろしくをお願いいたします。

歳入につきましては、先ほど課長より説明がございましたので、歳出につきまして主だった事業のみ説明させていただきます。

初めに、決算書の70ページ、71ページを見開きでお願いいたします。参考に、一般会計における主要施策の成果の58ページをごらんください。決算書の上段より二重丸4つ目になります。あと、主要事業の概要の丸の1つ目になります2款1項14目の環境保全費でございます。河川湖沼水質検査事業でございますが、決算額は6万4,524円でございます。

次に、72ページ、73ページを見開きでお願いいたします。一般会計における主要施策の成果につきましては、58ページを引き続きごらんください。決算書73ページ上段より二重丸説明になります主要事業の概要の丸4つ目になります2款1項15目ふるさとづくり費の住宅用太陽光システム設置補助事業で、決算額が216万円でございます。補助件数23件でございます。住宅用太陽光システム設置に対する補助金でございます。前年比65%となっております。

次に、決算書112ページ、113ページを見開きでお願いいたします。主要事業の概要につきましては、引き続き58ページをごらんください。決算書113ページ上段、二重丸の3つ目になります主要事業の概要、丸の一番下になります4款2項1目清掃総務費のごみステーションの管理等集団回収事業で、決算額は1,115万

3,045円でございます。前年比317%、増額の要因といたしまして、11節需用費でございまして、ごみの広域処理事業開始に伴うごみステーションにおいて資源ごみを回収するのに必要なコンテナ等の購入費支出による増額でございます。

次に、決算書114ページ、115ページを見開きでお願いいたします。資源化センター改修事業、決算書の上段より二重丸2段目になります。主要事業の概要の60ページの丸の2番目になります。決算額は2,061万8,558円でございます。計画的な修繕を心がけ予算化しておりますが、突発的な修繕もございました。突発的な修繕の一つに、固形燃料化施設の二次破碎機の修繕がございました。これにつきましては、まだまだもつという計画ではありましたが、刃のほう思ったよりもたなかったという結果です。

次に、決算書上段より二重丸3つ目になります主要事業につきましては、59ページ、丸の2番目をござんください。4款2項2目の資源ごみ処理委託事業で、決算額が1,706万5,424円でございます。前年比115%でございます。資源ごみ処理委託料でございますが、剪定枝、廃乾電池の処分委託、瓶、缶類の再生利用のための委託費でございまして、先ほど来課長のほうからご説明終わりましたが、剪定枝等の駆け込みによる持ち込み量が増えたため、約470トンの処理をしております。

次に、粗大ごみ事業、決算書の二重丸4段目になります。主要施策の成果の59ページ、丸の3番目になります。決算額は830万5,487円でございます。約680トンの処理をしております。主に布団、家具類でございます。

次に、一般廃棄物収集運搬事業、決算書の二重丸5段目になります。主要施策の成果59ページ、一番下の丸になります。決算額が2,794万4,920円でございます。こちらのほうの前年比は102%、こちらにつきましては、一般家庭からステーションに搬出されます生ごみ、可燃ごみ等の収集運搬委託でございます。

次に、最終処分事業でございます。決算書の二重丸6段目になります。主要施策の成果60ページ、丸の1番目になります。決算額1,288万1,523円でございます。前年比138%の処理でございます。約190トン进行处理をしております。

次に、ごみ指定袋事業でございます。決算書下段より二重丸5段目になります。主要事業の概要が60ページ、丸の3番目になります。決算額523万2,446円でございます。前年比39%でございます。前年比の要因としますと、指定袋制の廃止に伴う在庫調整によるものでございます。

次に、犬猫等動物死体事業、決算書の下段より二重丸4段目になります。主要事業の概要60ページの下段より丸の3番目になります。決算額は67万2,840円でございます。前年比111%、犬、猫、その他野生動物等の死体処理でございます。29年度よりごみ広域処理事業に伴いまして、死体処理につきましては、たてばやしクリーンセンターにおいて処理をしております。

次に、ごみ広域事業でございます。決算書の下段より2番目になります。主要事業の概要60ページ下段より丸の2番目になります。決算額は1億2,788万2,000円でございます。ごみ広域処理事業建設費等の館林衛生施設組合への負担金でございます。

次に、4款2項3目のし尿及び浄化槽汚泥広域処理事業でございますが、決算書一番下の二重丸になります。主要事業の概要60ページ下段より丸の1番目になります。決算額が3,648万2,000円でございます。こちらについても館林衛生施設組合への負担金でございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、決算説明にかえさせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 それでは、歳入の関係、上下水道係も私のほうから説明させていただきまして、その後、係長にということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

上下水道係につきましては、合併処理浄化槽の関係と、それから公共下水道全般ということで業務を行つております。

歳入関係になります、決算書の26、27ページをお願ひいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金の2節環境衛生費補助金、こちらは収入済みにつきましては418万1,000円ということでございます。これは、国のほうから浄化槽の設置整備事業費の交付金ということでありまして、新規が35件、それから転換が15件、合計50件に対して交付されたものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願ひいたします。こちらが15款になります、県の支出金、2項の県補助金、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の収入済額ということで332万3,000円ということでございます。これ同じく浄化槽設置整備にかかわる県の補助金ということでありまして、こちらは転換相当が2件、それから転換が15件、合計17件に対するものということになっております。

これで一般会計のほうは以上ですが、引き続き下水道事業の特別会計の歳入の関係でご説明をさせていただきます。決算書の一番後ろになるのですが、緑の見出しがついているのは一番後ろのところになります。こちらの2ページ、3ページ、よろしいでしょうか。2ページ、3ページをお願ひいたします。歳入の関係になります。歳入合計が収入済額といたしまして1億9,088万8,133円ということでございます。ここに表示はされておひませんが、前年比では40万7,225円の減額ということで、率的には99.8%ということで、ほぼ前年並みというような歳入になります。

内訳としましては、1款の使用料及び手数料、こちらは前年から53万円ほど増額ということで、5,325万9,081円ということで、歳入総額の28%に当たります。

それから、4款の他会計繰入金、こちらが1億2,208万7,000円、一般会計からの繰入金ということですが、こちらは歳入総額の約64%に当たります。

5款の繰越金1,554万1,066円ということで、こちらが約8%ということで、歳入につきましては、これがほとんどということになります。

それでは、歳出につきましては、一般会計、それから特別会計あわせて福知係長よりご説明をさせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 上下水道係の福知と申します。よろしくお願ひいたします。

歳出の概要を説明いたします。まず、一般会計、次に下水特会の順に説明をさせていただきます。

決算書の108ページをお願ひいたします。4款1項3目環境衛生費になります。右のページの109ページ、備考欄の一番下の二重丸でございます。合併処理浄化槽設置費補助事業でございます。支出済額は1,226万2,000円です。主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置費補助金1,149万2,000円でございます。こちらにつきましては、50基の申請に対する補助金の支出でございます。また、合併処理浄化槽転換撤去費補助金としまして75万円を交付しております。これは、単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換撤去等をする場合に1基当たり5万円を加算するものでございます。

続きまして、111ページ、備考欄の一番上の二重丸をお願いいたします。浄化槽エコ補助金事業になります。19節負担金補助及び交付金の浄化槽エコ補助金でございますが、170万円を支出いたしました。こちらにつきましては、転換撤去等の場合に1基当たり10万円を交付しております。

続きまして、下水道事業特別会計を申し上げます。決算書の一番後ろの緑の大見出しになります。そちらの5ページをお開きいただきたいと思います。歳出総額につきましては1億7,528万3,989円でございます。前年度に比べまして0.3%、47万円の減となりました。内訳といたしまして、下水道費が47万円の減、公債費につきましては、前年同額でございます。また、枠下の実質収支額1,560万4,144円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。

続きまして、13ページをお願いいたします。歳出のうち主なものについて説明をさせていただきます。備考欄の一番上の二重丸、職員人件費をごらんください。前年度に比べまして292万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、人事異動に伴う減額となっております。

次に、2番目の二重丸、下水道総務をごらんください。前年度に比べまして611万9,000円の増額でございます。主な要因といたしまして、13節委託料、使用料徴収事務委託料が138万3,000円の増及び平成28年度に経営戦略策定支援業務委託を実施したことに伴いましての増額でございます。

続きまして、3番目の二重丸、管渠維持管理費をごらんください。前年度に比べまして171万7,000円の増額でございます。これは、マンホールの点検及び修繕を実施したことが主な要因となっております。

最後に、一番下の二重丸、水質浄化センターをごらんください。前年度に比べまして538万円の減額でございます。

15ページの備考欄をお願いいたします。主な要因といたしまして、11節需用費、光熱水費が155万6,000円及び修繕費が333万9,000円の減となったことが主な要因でございます。修繕料につきましては、大きな修繕が発生しなかったため、大幅な減額となっております。

以上、雑駁な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。各委員さんからお願いをいたしたいと思えます。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくをお願いいたします。

広域によるこのごみ処理、2カ所が稼働を始めていますよね。たてばやし、そしてリサイクル場、もう板倉の場合、資源化センターを今度はリサイクル場ということで隣に新しい施設ができたわけなのですが、当然解体するというので、3者、1市2町の中で話し合いが進められて、解体ということになるわけなのですが、再利用とか、いろいろ話は出ましたよね。解体にも当時2億円ぐらいでしたか、解体費用もかかるということであるのであれば、再利用ということでの案もあるのだということでは計画も進められたというか、案が立てられたということなのですが、今後合併によると、若干その辺のところも先が不透明なところも当然見えてくるということになるのかなと思うのですが、当然その解体の費用の問題も含めて、3月の予算にもともかく計上もしていくということになるのかなと思うのですが、どのような状況でこれ進められていく。それによつての3月には当然考えていかなければならない、予算の計上していかななくてはならないとは思いますが、それについて現在の状況、どのようなことでの話し

合いが進められているのかをお伺いします。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 ただいまのご質問の関係でありますけれども、施設につきましては、昨年12月からもうその資源化センターの本体、施設というのはいま稼働していないということで、その機能は新しくできた施設に移っているということで、こちらにつきましてはその後どういうふうな使い方という形で検討はなされてきていたというふうには感じておるのですけれども、基本的にこれからどうしようかというのは、今現在まだはっきりしていないというのが現状でございます。

その利用の方法としましては、企画財政のほうで一つの考え方としてということで、1度委託をかけて設計を組んだということはあるのですけれども、それをまた具体的にどういう形でやるかというのは、今現在、環境水道課単独の判断というわけにはいきませんので、町の施設ということがありますので、関係課と調整をしていくということになると思います。環境水道課としましては、一応今もう事業もやっていないということで、その廃止届ですか、そこの今の事業の廃止届という手続、準備手続に入っているという状況でありまして、まだ例えばこれが具体的に来年にどういう形かで動くかという想定は今のところまだ立っていないという状況でございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それについては、解体についてはまだまだということかな。単独でいくということ、町が合併をしないで単独でいくということになったときには、またその辺も含めた考え方、再利用の方法等も考えていかななくてはならないかなと思うのですけれども、また合併についても両市町の中で、館林との話し合いをしていくということかなと思うのですけれども、やはりそれについても細部についての話し合いも今後進めていかなければならないと思うのです。

本来ですと、あそこは解体、撤去ということで話し合いは進められてきたということになるのですけれども、当然その解体費の持ち出し分は板倉町が負担するということになるわけなのですけれども、非常に再利用についても難しさもあると思うのですけれども、1つは町としての考えもある程度持っていないと協議に向かったときに、やはり自分の意見がなかなか言えないということになろうかなと思うのですけれども、その辺についてはどのように考えていますか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 環境水道課としてやはり決められるものではないというのはありますから、これは庁内関係課と相談をしないといけないと思いますが、考え方としましては、あれをそっくりきれいに潰して更地にするのがいいのか、もしくは建物自体、あの建物はまだ使えるということで、それを利用しつつ、中を何かほかの利用でできないかというような検討はしているというところまでの状況なのです。かと思えば、もちろん本体は、その資源化センター本体は、もう既に仕事はしていませんから、あれ自体はとにかく解体するか何かに使うかという方向づけをしないといけないのですが、環境係としましては、いろいろまだごみの関係の業務というものは全て新しくできた施設で受け入れるわけではありませんので、そのほかの関係で、それを受け入れる何らかの施設なり、場所なりも確保しないといけないということも考えられますし、もしくはそれを今の状況で全て例えばステーションで負うとか、そういう方向づけも検討しなくてはならないということがありますので、とにかく年内に、来年の予算までにはある程度の考え方は出さない

とというふうには思っておりますので、こちらは担当、企画なりということになるとと思いますが、そちらと協議をしたいというふうに思っています。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 おっしゃるとおりかなと思うのですけれども、合併する、しないはいずれにしても、板倉としての考え方はしっかり持っていないと、やはり例えば協議がスタートしたときも、どうなっているのだというようなこと、板倉さんで壊すわけではないのかと、更地にするわけではないのかというふうにも当然今なってくると思うのです。3月の予算ということになると、非常に期間的には短いと思うのです。年内には当然その方向づけがしっかり定まらないと、来年の3月にはこれ当然計上できないというふうになってくると思うのですけれども、いずれにしてもそういう部分についてはしっかりと定めを持っていないと、言えないということが1つはあると思う。

ですから、やはり環境課では云々ということに当然先ほどの話で出ていますよね。そうなったときのあの素案をまとめた中での議会ということにも当然上げてもらっても構わないと思う。その中で方向づけを定めていくということも必要かなと思うのですけれども、いずれにしても先に一つの大きなハードルもあると。そのハードルを越えて1つになったときには、また違った意味での方向づけはつけるようによろしくお願ひしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですね。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

昨年と今年の違いというと、ごみ処理のシステムが変わったということで、昨年はその準備段階ということで予算も非常にたくさん計上されて、決算額にはね返っているかなと思うのですが、一応28年度の準備が整って、29年度で新方式でごみ処理の方式が始まっているかと思うのですけれども、今お話を聞いていたり、資料を見たりすると、ごみ処理にかかるお金って意外と大きいのだという印象を持ちます。単純に比較できないと思うのですが、昨年度準備段階も入りますので、ちょっと割り増しの額があるかと思うのですけれども、大まかでよろしいので、28年度の決算と29年度の予算でどれぐらい差額があるかというのはお知らせできますか。

○小森谷幸雄委員長 試算されているのかな。

山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 29年度はちょっとまだ、予算の関係ですね。基本的には28年度について確かに切りかえのときで、ごみステーションの関係だとか、増えたものもあるのですが、先ほど申し上げました資源化センター自体が12月で操業をやめているということがありますので、そちらの関係のあそこは燃料費もかなり食いますし、操業委託はきっちり年度末までやっていますから、委託料は変わらないのですが、それとか、あとはごみ袋の関係だとか、そういうもので逆に少なくなる部分というのもありましたので、逆に29年度になりますと、収集の関係で集め方が一般廃棄物が燃えるごみのほかに資源物だとかということで、新たに分けて集めなくてはならないという状況になっていますので、そちらのほうが逆に増えているという部分はございます。一個一個比較しているというのがちょっと今日資料、ただいま申し上げましたように、一般

廃棄物の収集運搬事業などは、かなりこれは大きく目立ったものでありまして、29年度は予算で7,094万6,000円、約7,000万円という計上をしておりますが、昨年につきましては3,600万円という形でございます。

それと、例えばごみ指定袋の関係であれば、指定袋は28年に1,600万円という形で計上していますが、今年度はそれが無いということがありますので、その関係だけの総額でいくと、出ていないのでございます。済みません。関係だけの総額はちょっと出ていないのですが、昨年よりは基本的には下がってはきているというふうには思います。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 方式が変わって収集量というのですか、そういうのは回数も増えてきて、収集に係るお金はかかっているけれども、それに付随する袋だとか、その他の部分で減額になっている。トータル、並みか、それか若干下がっているような印象でよろしいのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 はい、そうですね。ごみに関するものという形であれば、大きなものはやはりその資源化センターを動かしていたというのがありますので、独自に処理していたというものがなくなったと、委託になっているという形ですから、下がっているというふうには思います。

ただ、以前にやはりそういう形で、本来であれば比較をして、こういうふうになったのだよというのをお示ししなくてはならないところなのですが、今現在組合のほうが、何度も申し上げているのですが、なかなか始まって、今これぐらいお金がかかっているよという具体的な数字というのが出せないという状況がありますので、いましばらく時間をいただきまして、こうすればもう対比が確実にできてまいりますので、ご説明ができるかなというふうには思うのですが。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 島田議員の事業評価でも、このごみの収集に関しては質問があったと思うのですが、やはり分別の問題ですとか、もろもろ問題が29年度実施分に出てくるかと思うのです。やはり全体的にスリム化を図っていったら、抑えられるところは抑えていく努力は必要な事業かなとは思っているのですが、その辺に対して今のところアイデアとか考えがあればお知らせいただけますか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 基本的には昨年から今年でごみの集め方というのが急激に変えてはいない。混乱しないようにというのが1つありますので、それ自体はこれからいいところがもしあったら、前例があれば少しずつ変えていきたいなというふうには思っているのですが、やはり一番大きなものは、その分別の分け方が一部変わったということで、やはり町民の方から一番出ているのは、収集、集める回数が少ないというご意見がありますので、それは今、上半期終わりますので、4月から半年たつという状況を見させていただきまして、何らかの形でご説明はしなくてはならないかなというふうには思っております。ただ、いかんせん、それがこの前の事務事業のときにもご説明しましたが、全体的に見てどうなのか、本当にどうにもならないのか、もしくはピンポイントでやるのはどうなのかと、そういうさまざまなものをちょっと検討させてもらうということになると思いますので、それによって総体的にはごみの量というのは、今のところ多分ほとんど量的にはまだ昨年と変わっていない。指定袋がなくなったことによって逆に増えるのではないかなという懸念もあったのですが、今のところそんなに変わっていないという状況ですから、これをもっともっ

と減らすような形の努力はいろんなことでしたいなというふうに思っております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 袋の廃止で、ごみが増えたかなと思ったのですけれども、量的にはそんなに変わっていないということですか。生ごみが自分のうちで処理していた分も出している方もいらっしゃるの、若干のあれはあるかなと思うのですが、過剰包装、過剰包装が問題になってしばらくたちますけれども、そういった部分では包装の部分のものとかな、あとは買い物袋のエコバッグ化だとか、やはり飲食物、今家庭で料理をする機会が、機会というか、家庭で料理をしないで、加工品を買ってきて、そのままその包装というか、外装をごみとして出てくるような状況も多いのかな。うちなんかもそうなのですけれども、やはりそういう部分が多くなってくるかなと思うのです。だから、一概にその生活全般見直してくれという話ではないと思うのですけれども、やはり町としてそのごみの減量化という部分については、アイデアを出しながら働きかけていく必要があるかなと思っています。

もう一つなのですけれども、ついに太陽光パネルの処理について、メディアに載って来た状況、不法投棄なんていうのがこの間もニュースで流れていたと思うのですけれども、その辺の対応については今どのように検討なさっているか、お考えがあればお知らせいただけますか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 申しわけございません。ちょっとその関係は私も承知していなかったものであれですが、やはり太陽光パネルについては、その処理方法について先送りではないのですけれども、どうするかというのがやはり決まっていないという状況であるというふうにまだ今現在私も受けとめていますので、そういう報道が出たということは、それなりの不法に捨てられたものはどうするのだとか、そういうのは当然これから出てくるわけですから、それに対する考え方というのは、多分国のほうで示してきてくれるのかなというふうに思いますので、そちらのほうは気をつけて見て、対応させていただければというふうに思います。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 太陽光出始めのころに耐用年数20年とか、30年とかという年数がうたわれていて、そろそろそんな時期になってくるのかなと。あとは故障で交換になった場合は、もうそのまま廃棄というふうな感じになるかと思うのです。だから、そろそろやはり国か県かわかりませんが、そういった部分の情報を入手しながら、町と広域でやっていますので、どこでどういうふうな処理をしていくのかというのは、そうでないと今度受け入れ先がないということで不法投棄ということになるかと思うのです。やはりもう普賢岳は幾つも要らないと思いますので、その辺も少し余裕を持って考えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 おっしゃるとおりでありまして、ちょっとした災害、例えば台風なんかで飛んでしまったり、そういうのも当然あり得ることですので、そういう場合にはどうしたらいいのという問い合わせも来るとしますので、情報を収集しまして、返答できるようにしていきたいというふうに思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○**荒井英世委員** 決算書の113ページ、ちょっと細かいことを言うようですけども、資源化センターの管理運営事業の中で、14節のウオーターサーバー使用料というのがありますよね、7万円ちょっと。これってその資源化センターでは、町の水を飲まないで、ウオーターサーバー使っているのですか。

○**小森谷幸雄委員長** 星野係長。

○**星野一男環境係長** はい、ウオーターサーバーのほうを使用させていただいているのですけれども、内容としますと、町の水道をいったん資源化センターの中に敷地に引き込んでいるのですけれども、その中で貯水槽という、大きな貯水槽の中に入れて、そこから飲料水等を使っている。その使用量が余りにも少ないということで、塩素分が飛んでしまって、飲み水には適さないというような値が出ておりますので、やむを得ずということもないのですが、ウオーターサーバーのほうを使用させていただいております。

○**小森谷幸雄委員長** よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

黒野委員。

○**黒野一郎委員** 今、荒井委員さんが話したそのウオーターサーバーもいっとき海洋センターもという話も、海洋センターと環境課の資源化センターなんて、海洋センターはその後何か体制を考えて、大丈夫になったようですけども、そのウオーターサーバーの上のネズミの駆除の委託料という、9万何がしの。これは、ネズミとりの薬ではなくて、業者に委託して何か仕掛けるのですか。ネズミとりのあのピンクのではなくて、機械を何かつけてとるとか、そういうのですか。

○**小森谷幸雄委員長** 星野係長。

○**星野一男環境係長** ネズミ駆除の委託料につきましては、業者のほう何社かございますので、見積もりをとりまして、一番安価なところに例年お願いしているところですけども、内容としますと今の委員さんがおっしゃったような、多分委員さんもお使いになっているかと思うのですが、そのようなピンクのものを使ってみたり、あとぺったんこといって張りつくものをネズミのその通り道というのを検査をしていただいて、ふんとか、そういうのがあるところを中心に計画的に置いていただいて、駆除をしていただいていたという状況でございます。

○**小森谷幸雄委員長** 黒野委員。

○**黒野一郎委員** 28年度1年間9万幾らですけども、効果というのか、あそこですから、機械ですから、ネズミですから配線をかじったり、いろいろ出る可能性もありますけれども、28年度ネズミをとった効果というのか、成果というのか、何か表にあらわれて、ネズミというのは物を食べて薬品、すると、外へ出てくるのですよね。外で死んでいる。中の暗いところではなく、明るいところへ出てきてという、そういうことも含めながら、どうだったのですか、結果は。

○**小森谷幸雄委員長** 星野係長。

○**星野一男環境係長** 目に見えた効果といたしますと、もともとの目的が今、委員さんおっしゃるように、皆さん配線、ゴムですので、ネズミが好んでかじったり何だりすると、それによって漏電なり、機械の故障という原因になるのを防ぐためのネズミ駆除ということですので、これをやったおかげが100%かどうかわかりませんが、そういう漏電なり、電気の伴う故障というのはこの1年間ございませんでした。つけ加えま

すと、このネズミ駆除への委託料につきましては、29年度につきましては、操業しておりませんので委託して駆除をしておりません。そのかわり同じような薬品等を買って、以前に設置した図面がございますから、その図面を見ながら職員のほうが今配置をして、機械は動いておりませんが、一応設置をして、ネズミの駆除も引き続き行っております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしくではお願いいたします。

主要施策の61ページで、合併処理浄化槽設置の事業の点なのですけれども、去年は50件ということでございますけれども、ちょっと毎年、年間やはり平均50件ぐらいはあるのかどうか。

それと、単独浄化槽、またくみ取り方式があるわけなのですけれども、こちらを単独浄化槽と、くみ取り浄化槽の転換をすると、そして衛生を保つということなのですけれども、町ではその単独浄化槽が残りあと何件あるのか、くみ取り式のが何件あるのか把握しているのかどうかをちょっと2点だけ聞きたいのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

補助の申請件数の平均ですけれども、平成23年度から29年の7年間の事業ということで今行っております、29年度が最終年度となっております。30年度以降も一応引き続きやる予定で進めておりますので、状況は変わらないかと思えます。年間多いときで70件ぐらいありまして、27年度が一番少なくて49件ということで、平均して58件ぐらいがその6年間の平均になっていたかと思えます。

続きまして、単独槽、くみ取り槽の残りでございますが、これ衛生施設組合等と毎年やりとりしているデータを環境係のほうでつくっていきまして、そちらのデータでいきますと、くみ取り槽が世帯数でいきますと465世帯、これが29年3月31日現在でございます。単独槽が1,187世帯というデータでございます。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 それでは、まだまだちょっと残っているかなと思うのですけれども、続けて、継続してやっていただくということで、衛生上これで終わりというのではなくて、最後の100%頑張ってもらっていただくことを要望したいと思います。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 これ一般会計と下水道会計というふうに絡むわけですけれども、繰出金と、一般会計では繰出金だし、下水道会計では繰入金なので、このことをちょっとお聞きしたいことがあるのですけれども、この繰出金の中には、この間ちょっと聞いたのですけれども、法定内の繰出金と法定外の繰出金がこれまざっているということ聞いたのですけれども、その区分はどういうふうになっている、そうなっているのですか、これは。例えば本年度は1億円ぐらいか、下水道会計、28年度は1億2,200万円。

○小森谷幸雄委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 委員さんのおっしゃられたとおり、28年度決算につきましては、一般会計からいただいております他会計繰入金が1億2,208万7,000円でございます。その内訳といたしまして、先ほどおし

やられたとおり、基準内繰り入れ、基準外繰り入れという言い方をしております。そちらにつきましては、総務省のほうから地方公営企業に対しまして、こういうものは一応もらっていいですよというちょっと基準みたいなのが毎年出ていまして、それに該当するものが一応基準内という言い方をしております。今回の内訳で申し上げますと、2つの計算として高資本対策経費及び分流式下水道等に要する経費ということで一応計算をされておまして、そちらを合計いたしましたのと、失礼しました。高資本対策が2,230……

[何事か言う人あり]

○**福知光徳上下水道係長** 失礼しました。高資本対策経費が2,236万9,000円、分流式下水道等に要する経費が7,571万8,000円、その他児童手当といたしまして44万6,000円、経営戦略の策定経費に対するものが183万6,000円というもので一応計算されておまして、基準内の合計が1億36万9,000円となっております。それに該当しないものが基準外繰り入れということで、2,000万円程度が基準外という形で一応区分されております。

○**小森谷幸雄委員長** 青木委員。

○**青木秀夫委員** この基準内繰り入れってどういうことなのですか、これ。ちょっと待って。いいですか。一般会計からは繰り出してきている繰り出し金なわけよね。なぜ繰り出すかという、これ下水道会計は赤字だから単純に言えば繰り出しているのかなと思ったのですけれども、これはどうなの。下水道会計が赤字ではなくて、黒字であっても繰り出し金というか、下水道会計に金を充当しろということになるの、これどうしたことなの、この基準内繰り出し金というのは。今いろいろ幾つか明細言ったのですけれども、難しい言葉でちょっとわからないのだけれども、要はこれは赤字だから繰り出しているのだと私なんか単純に思っていたのですけれども、これは法律で繰り出していい、その下水道会計に対しては一般会計から今言ったようなものを繰り出していいのだよということなのか、繰り出すべきなのだということなのか、その辺のところはこれどういうふうになっているのですか、これは。

○**小森谷幸雄委員長** 福知係長。

○**福知光徳上下水道係長** 繰り出してもいいですよという解釈でとっております。

○**小森谷幸雄委員長** 青木委員。

○**青木秀夫委員** 繰り出してもいいですよということね。別に繰り出さなくてもいいし、繰り出してもいいですよという、どういうことなのだろうな。

○**小森谷幸雄委員長** 福知係長。

○**福知光徳上下水道係長** こちらの計算のベースになっておりますのが、建設とかにかかりました起債をベースに一応計算式がございまして、そちらをもとに財政系のほうで計算をしているような形になっておりますけれども、これをもらうことによりまして、地方交付税、このもらった分の幾分かを地方交付税でもたもらえということもありますので、そういうことも含めて、今どちらにしても経営はこれいただかないと成り立っていないということでございまして、起債が今償還が年間1億円ぐらい起債で償還しております、元利合わせまして。それを返すためには、ちょっといただかないと経営が成り立たないということでございまして。今、収入が5,300万円程度使用料収入がございまして、水質浄化センターの運営にかかる経費も約5,000万円程度でございまして。その他人件費もありますので……

○**青木秀夫委員** わかるよ、それは。それはわかるので。

いいですか。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 繰出金のその性格を聞いているのだ。その赤字だから繰り出しているのだよね。そうすると繰り出した場合に、法定内の繰り出しかって、法律で認められている繰り出したという、出していいのだよと、出さなくてもいいのだよと、自立してやっていれば出さなくてもいいのだよ。ちょっと今、福知さんの説明だとちょっとわかりにくいのですけれども、ここは28年度でも公債費の償還が7,500万円ぐらいあるよね。それで、公債費の利息は2,500万円ぐらいあるから、両方足すと元利合計で1億円ぐらいな公債費がかかっているわけだ。これは、建設したときの設置費用なのでしょうけれども、これがあと10年ぐらい続くよね、これからまだ。平成38年、一番長いのは40年ぐらいだけれども、38年で大体ゼロに近くなるでしょう。だからあと10年ぐらいかかるよね。そうするとそういうふうこれから10年間は法定内の支出として認められて、それが交付税と絡んでいるわけね。それで、これを出すと交付税からカウントしてくれると、ではこれ出さないと交付税が出てこないという、減額されてしまうということなのかな。例えば今約1億円公債費に償還しているわけではないですか。それが10年後なくなる。例えば10年後になくなれば、支出がなくなるわけだ、法定内の支出というのは。そうするとなくなるとそれに見合う交付税が減額されるというのは、そういう仕組みなことを言っているわけですか。

○小森谷幸雄委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 今、この基準内繰り入れと言われているものの計算は公債費がベースになっておりますので、そちらがなくなりますと地方交付税の中に加算されておりますその分に対しまして、それがなくなるということですので、なくなるかと思えます。

ちなみに、1億円のうち約6,500万円ぐらいが多分概算でまとめて来るということですので、その交付税の計算の中でのこの1億円のうち計算していくと6,500万円程度が加算されまして、そのうち大枠で引きますと、丸々もらえるわけではないということなので、約4割ぐらいがもらっているのではないかということをお話を聞いておりますので、二千五、六百万円が交付税として入ってきていると、そう思われます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、ではこういうことね。法定内の支出、この公債費の償還分は、全額ではないけれども、6割ぐらいは交付税のほうで認めてくれると、入ってくると。では、もしこれが下水道会計が自立して黒字というか、とんとんでいって、一般会計から繰り出しがなければ、交付税は入ってこないと、支出がないのだから。そういうような仕組みになっているということなわけですか。

あと、これはでは丸々町が赤字の補填しているということにはならないということなのですね。それは本当なのですね。

○小森谷幸雄委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 以前にちょっと青木委員さんのほうから質問いただいて、財政係にもちょっと確認しまして、正確には概算で、概算というか、まとめてほかの道路の分だとかも含めて普通交付税として来ますので、個々に出すのはちょっと難しいということなのですが、おおむね今お答えしたとおりのことだということをお話を聞いております。

○青木秀夫委員 はい、了解。

○小森谷幸雄委員長 青木委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 主要施策の60ページ、最終処分処理のことについてお聞きしたいと思います。

生ごみなり、燃えるごみ、これを燃やしても、これ以上どうしようもない。最終的なごみを埋め立てるといってしょうけれども、従来ですと人里離れた山奥に穴掘って埋めているというイメージがあったのですけれども、今度館林、板倉、明和の3市町により、明和町に最終処分場を建設していると。これは、ほかにない、今までにない新しい対策をしていると思います。例えばその床部分に電極なんかを通して、汚水がしみ出るのを検知するとか、建物によって飛散しないとか、いろいろ対策はしているようですけれども、こういった建物に処分するという、要するにこういうことは全国的にも結構普及をしているのですか、それともまだ珍しいことなのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 この決算の最終処分というものは、これは向こうへ灰になったものを持っていくということではありませんので、基本的に今ありました1市2町の施設の中の今、明和町につくっていません最終処分場は、あくまでも館林のリサイクルセンターのほうで燃やして、どうしても燃え残ったものがあると、それを基本的にはあそこにため置いて処分するということでもありますので、ただその方式としましては、確かにやはり最新のものということで設計をされていると思います。周りを囲いましたし、上も天井もつくりましたので、雨水も基本的には入らないという中で、ただしいっぱいになったら、そのまま残ることになりますので、今度それをでは最終的にどう処理するかというのは、恐らく結論とすると、まだ先送りになっているような状況かと思いますが、基本的にもう一基、計画上ではつくって、今あるやつ倍ぐらいの能力まであそこで処理できるということになると思います。

ただ、基本的な考えは、もちろん最終処分場として使うのですけれども、あくまでも最終処分場を持って、しかしながら埋め立てるようなごみが出たときに、その時点で例えばそれを委託、町外なり市外に出したほうがまだ安いとか、利点があるよという場合はそちらを使うというような方法も検討しているようですので、必ずしもあそこは出たものを全て入れるということではなくて、いっぱいになったら、後でそれ自体を処理しなくてはならないということがありますので、そういう使い方をしつつ、できるだけあれを長く使っていくというような考え方でいるようでございます。そういうことでよろしいですか。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そういったことで、最終処分場がいっぱいになりましたら、もう一基つくる予定ということですが、今つくっていますその処分場は、満杯になるのが七、八年ぐらいと聞いていますけれども、そういうことになるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 計画上はそうです。計画上は今申したその燃え残りを埋めていくと、たしか7年ですか、という計画になっておりますが、それはできる限り先ほど言いましたように、ほかに処理ができれば、もちろんそれが物すごくお金がかかるということではあれですが、比較して外へ出したほうが有利ということであれば外へ出していくという方法を使って、延命ということではないですが、できるだけ多く使う

と。最終処分場自体があるのだよということは、例えば最終処分の受け入れ先がもしもだめだと言われたときも対応できるという体制を整えておくという意味合いでもつuckingしているということだと思います。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 今のご説明ですと、2基満杯になりましたら、その後はどうなるかということは、まだ想定していないのでしようけれども、ちょっと我々が生活していく中で、どうしてもこれは避けて通れないことですので、将来に負の遺産を残すということになるのかもしれないけれども、いかんともしがたいという感じとしか今のところ言いようがないわけでしょうね。どうでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 もちろん一応今の計画の中でという考え方でもありますので、これは引き続き当然それがいっぱいになれば、また埋め立てしなくてはならないものも当然引き続き出てくるわけですから、それに対応すべく計画を見直していくということになると思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

では、私から質問していいのでしょうか。

〔「どうぞ」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 広域化ということで、今年度4月から新しくごみ処理の形態が変わってきました。その中で、前の組合議会の中でも基本的に話されたことなのですけれども、基本的には1市2町でハード事業優先ということで、ごみの収集運搬処理、処理は1市2町でやる部分でしょうけれども、その辺のそのソフトの部分での切りかえ等は各自自治体でそれなりに対応すると、基本的にはそういうお話があって、せっかく1市2町でやる中で、ある意味では収集運搬業そのものも事業的には1市2町の中で、ある意味競争原理を働かせる中で、民間の企業に収集運搬を委託しているわけですが、そういったところでの組合の中での基本的な考え方というのは従来どおりまだその領域には達していないのでしょうか。

山口課長。ごめんなさい。

○山口秀雄環境水道課長 そうですね。委員長のおっしゃるとおりで、できれば広域というメリットが及ぶのであれば、そういう形で一緒に実施したほうがいいという部分もやはりあると思いますが、今のところこれはやはり組合の仕事ということになると思いますので、まだそれぞれの収集運搬までのところまでは具体的な話は出ていません。ただ、要望としますと、将来的にそういう形がとれるのであれば、いずれまた合併だとか、いろんなそういう部分もありますけれども、そういうことではなく、今現在でもそういう方向がもしいいという形であれば、進めていくべきだと思いますが、いかんせん集め方というのが明和さんなんか物すごく細かい集め方をしていたり、要するに一般廃棄物の収集以外のものというやはり拡散もありますので、その部分だけまとめるということが果たしてそぐうものなのかという部分もありますので、その辺は検討させていただければというふうに思います。

○小森谷幸雄委員長 そうしますと、原則進んでいないというような考え方になるのでしようけれども、例えば館林さんと6社ぐらいかな、組合を結成して市から委託を受けて収集をしていると、そういう状況で、明和さん、板倉さんは単独の民間企業さんというような形になろうかと思いますが、将来的にはぜひそういった領域まで踏み込んでいただいて、経費の削減ということも一つの広域化という中で目的かと思ひますの

で、ぜひ鋭意検討、組合議員さんもいらっしゃるので、そういった中でぜひ発言をしていただきたい。

それと、細かいことで恐縮なのですが、収集運搬業というのは、基本的には各自治体での許可権限があるわけですが、この1市2町という枠組みの中で組合が結成されているわけですが、その中では板倉は板倉でやはり単独の許可をとらないと、板倉のごみは収集できないと。それは従来どおり変化ないのでしょうか。

星野係長。

○星野一男環境係長 収集運搬業につきましては、今おっしゃるとおり、板倉町の許可を得た業者であれば、以前であれば板倉町町内のごみが運び込めたという状況ですけれども、広域になりまして、広域処理の場所であれば、板倉の許可を持っていれば館林または明和等にごみの搬入ができる。逆に明和、館林さんの許可を持っていれば、板倉にもごみを持ってこれるというような状況でございます。

○小森谷幸雄委員長 では、新たにその許可をとる必要はなくて、1市2町の中でどこかで許可証を持っていれば収集運搬についてはできるということですね。

それと、もう一点ですけれども、先ほど資源ごみの話があって、ボランティア活動等で集められたごみは当然ボランティアに利益の部分ですか、還元されるというような形になりますが、基本的にはリサイクルセンターに集められた資源ごみの売りさばき、販売代金ですけれども、それは組合の収入になるのでしょうか。これは板倉は板倉でやっていた場合と多少違うと思うのですが、館林、明和さんから集められて、資源ごみがリサイクルセンターに搬入されると、その辺のいわゆる資源ごみの販売については、組合の収益に還元されるのでしょうか。

星野係長。

○星野一男環境係長 資源ごみ等は今2本立てで、板倉町民につきましては、板倉資源化センターまたは板倉リサイクルセンター、両方に持ち込めるようになっております。板倉リサイクルセンターに搬入された資源ごみにつきましては、組合の資産ということで、売上金は組合の収入になります。今の資源化センター、まだ持ち込みいただいておりますので、その分につきましては町の収入という形になります。

○小森谷幸雄委員長 そうしますと、一般論で資源化センターも来春で一応臨時的な収集場所としては閉鎖をしますよね。そうしますともうリサイクルセンターに一本化されると、民間のボランティア団体等は別として、1市2町から集められた資源ごみについては全部組合の利益に還元をされるというようなスタイルになるわけですか。ということでしょうか。

星野係長。

○星野一男環境係長 現在ごみステーションで資源ごみのほうは出せるような形に29年度からなりましたけれども、そのごみにつきましては、今いったんおっしゃるとおり、資源化センターのほうにストックをして、業者のほうに販売をしております。それが今後資源化センターが使えなくなった場合、その資源ごみの搬入先が板倉リサイクルセンターになるのか、または民間の間屋さんになるのかによって収入の入り先が変わってくると、その辺につきましては、まだ今検討中でございますので、ちょっとお答えができないのですが、搬入先によって収入が変わってくるということです。

○小森谷幸雄委員長 そうしますと、資源ごみについては業者さんが集めたものを直接民間の買っていただける業者さんに持っていくということも検討中なのですか。では、2本立てになる可能性もあるということ

ですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

今村委員。

○今村好市委員 1つだけ簡単に聞きたいのですけれども、まだ29年度終わっていないので、比較がなかなか難しいと思うのですが、一般廃棄物全体の経費のことをちょっとお尋ねをしたい。

従来の自分の市町村で処理をしていた一般廃棄物の処理の経費、それと組合になって広域でやったときの経費、投資の部分、設備投資の部分は別にして、年間の経費についてはどれくらい今までと比較をして安くなるのか。29年度決算が出ていないからわからないと思うのですけれども、概算で結構なのですが、大体何千万円とか。

あとは、もう一つは今の指定袋がなくなりましたよね。いわゆるそうすることによって、各家庭の負担も減ってきているわけなのですけれども、違う袋を買えばということもあるのですが、袋はそんなに指定袋ではありませんので、代替できるものもあるので、では今まで町民に売った町からの指定袋、年間どれくらい売っていたものが、それが個人負担として一般町民が負担がなくなる部分がどれくらいなのか、その2つちょっと教えてくださいませんか。概算でよろしいです。ざっくりで。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 その一般廃棄物に係るものというのは、基本的には今予算に組んだ上の比較だけということになると思うのですが、要するに……

「本当は決算と決算で比較すればいい」と言う人あり]

○山口秀雄環境水道課長 ええ。そちらについては、基本にごみの処理料というのが今度かかってきますので、それは一番最終にならないと単価はわからないということで、最後にならないとわからないのですけれども、基本的に20円なりというので計算をするのであればと思うのですが、今内容を聞いていますと、通常我々一般の町民の方が持って行って、キロ20円というふうに言っていますけれども、それは到底その金額ではできないという今事態になってきていますので、その処理料について町の負担がどれくらいになるかというのは、ちょっとまだはっきり組合のほうでも言えないということなのです。ですから、その部分についてはちょっと予想がつかないという部分があります。それ以外は予算上、負担金という形で組合のほうで29年度も出していますので、その部分だけで比較ということになると思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 俺も衛生施設組合の議員なのだけれども、わからないのだけれども、ごみのその処理料というのが何でわからないのですか。だってそれは設置をして計画をつくって、きちんと設備ができて、1トン当たりのごみの処理料というのは、そんなに狂わないにしても、概算幾らぐらいかかりますよという、出して初めてやるので、持ち込んで1年たってからではないとわからないよというのはおかしいのではないかと。後で聞きますけれども、それは組合で。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 確におっしゃるとおりで、その20円の設定というのが、やはり全国的なたしかデータをとって、大体これくらい相当で処理ができるというようなところの設定だと思うのですので、そんなには外れることはないかというふうに思っていたのですが、ここを考えると、例えば処理のやり方によっ

ては、その20円では到底できないという部分も出てきましたので、その辺がはつきりちょっと今組合のほうでもどれぐらいになるかというのはいえないという状況であります。

ただ、その基本の20円がそんなに動くとは我々も考えてはいないのですけれども。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 事業系は決まっているのでしょうか。事業系の処理代というのは決まっているのでしょうか。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 概算で結構です。

よろしいですか、今村委員さん。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。では、決算で指定袋の売払手数料、これが28年が1,200万円ということで、これはほとんど20円、一部15円のものもありますけれども、そういう形でありますので、それが今の多分市販の袋となると、その半値以下ぐらいで恐らく買えるかなというふうに思いますので、そういう意味でいけば、この半分ぐらいは負担が減っているのかなというふうには思っています。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 個人の負担が600万円か700万円ぐらいは1年間で減っているでしょうと。

[何事か言う人あり]

○今村好市委員 概算ね。町の処理の負担はわかりませんか、それ。わからなければいいよ。後で。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。ちょっとその辺、後で調べて。

○今村好市委員 では、その多分減っているのだと思うのですよ、何千万円単位かで。減らなければおかし話なので。

72ページ、73ページの太陽光発電のシステムなのですけれども、これの補助金はあるのですが、昔は太陽光の温水器の助成金というのもあったような気がするのだよね、ほかの市町村で。板倉は特に日照時間が長いということもありまして、今太陽光の温水器というのは余りつけている家庭はないのかなと思うのですけれども、あれは結構環境にはいいのかなという、ガスだとか、灯油だとか、燃やさないで済む部分があるものですから、群馬県内の自治体の中で、その太陽光による温水器の設置の助成というのをしている市町村というのはあるのですか。

○小森谷幸雄委員長 わかりますか。

山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。それは調べてないのですが、ただ太陽光の場合は、基本的にその補助金を出す上では、もちろん自家消費と、それから売電する、売るという部分まで踏み込んだ要件になっていますので、ただ自分のところだけの消費ではなくて、その分は還元するという機能を持っている施設だということで、恐らく全国的に太陽光については補助しているのかなというふうに思います。

○今村好市委員 太陽光は最近だからね。

○山口秀雄環境水道課長 そうですね。その温水の関係は、手元にちょっと資料ありませんので、ちょっと調べていないです。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○**今村好市委員** では、その辺もちよっとほかの自治体はどうなっているのかも含めて調べていただいて、温水器そのものは意外と高くないのだよね。何百万円もしないのだよね。あれ20万円か30万円ではないのかな。ただ、普及させるという意味から、やはり多少町でもその環境対策だとか、個人のそのエネルギーを活用するとか、そういう部分にすると、かなりの効果は出てくるのかなという気もするので、その辺はせっかくごみの処理料が何千万円単位で減ったのだとすれば、そういうものを家庭に還元をしてやって、家庭も経費が節減できる、環境にもいいという、板倉の日照時間をうまく活用したシステムだとすれば、その辺もちよっと検討してもらう必要があるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○**小森谷幸雄委員長** 山口課長。

○**山口秀雄環境水道課長** はい、わかりました。まず、調べてみたいと思います。

それと、済みません。予算の関係だったのですが、28年、先ほどのごみ広域の処理の負担金ですが、28年が1億2,788万2,000円で、29年度が1億141万円ということですので、この段階ではまだ2,000万円ぐらいは下がっていると、今の予算上はそういう状況でございます。今の予算上は。

○**小森谷幸雄委員長** よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、青木委員さんが何か先ほど。

[何事か言う人あり]

○**小森谷幸雄委員長** ほかにないですか。

では、結構です。どうぞ。

○**青木秀夫委員** さっきの福知さん、追加なのですけども、この繰出金の話、下水道会計の。そうするとさっきの説明だと、この繰出金の法定内の繰出金というふうな対象は、起債の償還分がその対象になっているわけですか。

○**小森谷幸雄委員長** 福知係長。

○**福知光徳上下水道係長** 今の一応資本費が対象ということになっておりまして、資本費の中にその公債費が含まれていまして、今計算上入っている、今の状態に入っているのは公債費のみ入っておりますので、一応公債費が対象ということかと思えます。

○**小森谷幸雄委員長** 青木委員。

○**青木秀夫委員** そうしますと、あと10年ぐらいで公債費ゼロになるわけですよ、償還分が。そうでしょう、今の予定ですと。これ年々減っていくわけだ。減っていくと、公債費の償還分が減ってくるということは、交付税の対象になる金額も減ってくるわけだ。だけれども、赤字は同じ金額が、公債費がほとんどか、赤字のほとんどだから、赤字も減ってくるから、法定外の負担の繰り出しというのは同じ額が出ていくということか。だから、いいですか。公債費の償還が10年で終わってしまうと、終わってしまって、なおかつそれでもずっと赤字が続けば、これは交付税の対象にはならないで、全部法定外の繰出金というような勘定になるのかね、これ将来の話ですよ。

○**小森谷幸雄委員長** 福知係長。

○**福知光徳上下水道係長** 基本的にはそういうことで、このまま借り入れとか、機器の更新ですとかもあり

ますのであれなのですけれども、今の状態で10年後、平成42年で一応終わる予定なのですけれども、それが終われば公債費がなくなりますので、青木委員さんのおっしゃるとおりかと思えます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 はい、いいです。ではもう一つついでに聞いてしまえというのは、さっきの資源化センターの話なのですけれども、資源化センターを設置したときの起債とか借金は今全部きれいになってなくなっているのですか、まだ残っているのがあるのですか、参考までに。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 いつ終わったかというのは、ちょっと手元にないのですが、既に完了している、終わっているということです。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかになければ、では質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

では、5分前に終了いたしておりますので、40分から再開をしないと、15分休憩をとらせていただきます。よろしく願いいたします。環境課の皆さん、大変ありがとうございました。

休 憩 (午前10時25分)

再 開 (午前10時40分)

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

戸籍税務課よりご説明をいただきたいと思えます。

なお、説明につきましては、決算書により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いいたします。峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、決算事務調査ということで、戸籍税務課の説明のほうを始めさせていただきます。大変申しわけないのですが、着座にて説明のほうをさせていただきます。と思えます。

まず、私のほうから、28年度決算に係る課全体の概要について少し説明のほうをさせていただきます。その後、各係より担当別の決算内容について説明のほうをいたしたいと思えます。

まず、一般会計の歳入関係になります。決算書の13ページをお開きください。13ページに歳入としまして、1の町税、町民税から始まりまして、固定資産税、軽自動車税、次の14ページまで、たばこ税というのがあますけれども、そちらが町税の歳入関係になっております。まず、歳入合計、町税全体の歳入合計ですが、13ページの一番上段、収入済額ということで、町税の収入済額が19億8,692万6,463円となっております。収納率につきましては、96%となっております、これは昨年よりも0.5%上昇いたしております。この収入済額19億8,692万円ですが、27年度と比べますと約5,500万円の増収となっております。その主な要因でございしますが、その下の段にあります町民税、収入済額で8億1,290万円ほどありますが、こちらが約3,300万円の増収、それと同じページの中段にあります固定資産税10億3,764万円ありますが、こちらが約1,600万円の増収となったことによるものでございします。

また、このほかの町税以外の収入としまして、戸籍税務課としては4,337万4,000円があります。平成27年度、昨年度と比べてほぼ同額となっておりますが、その主なものでございしますが、35ページの中ほどにあります交付金の県税徴収取扱費交付金、こちらが2,548万8,000円、ページ戻りますが、23ページの手数料、下

のほうの欄にあります。戸籍謄抄本の交付手数料から始まります手数料でございますが、こちらは各種の証明書の手数料が752万6,000円、続いて25ページ、1ページめくっていただきまして、最下段、一番下になりますけれども、補助金としまして個人番号カード交付事務に伴う補助金279万2,000円となっております。主な町税以外の歳入についての説明でございますが、以上のとおりとなっております。

一方、歳出関係についてでございますが、人件費を除く経費は5,928万円となっております。対前年比約1,000万円の増となっております。主な増額の要因として、何点か挙げさせていただきますが、111ページの上のほうにあります。丸のぼちが3つ目になります。火葬費補助金、こちらが対前年より増しまして、約800万円増加いたしております。また、75ページに戻りますが、75ページ、下のほうにあります評価替え業務、固定資産税の評価替えに伴う業務、こちらの委託費として約500万円、対前年と比較しまして増額したというところが主な要因となっております。

以上、全体概要について簡単に申し上げましたが、これからは係ごとに順次説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 それでは、住民税所管の決算内容についてご説明いたします。

歳入項目から説明いたします。ページに関しては、12ページ、13ページをごらんください。まず、第1款町税、第1項町民税、1目個人の現年度課税分の収入済額になります。13ページの収入済額の上から4段目のところになります。こちらのほうの収入済額については6億6,911万6,013円となりまして、前年と比べまして3%増の1,760万3,820円という形となりました。

続きまして、法人なのですが、法人税、収入済額が1億3,098万2,600円となりまして、前年と比べまして11%増の1,333万7,600円となっております。

続きまして、同じページの3項の軽自動車税なのですが、軽自動車税の収入済額ですが、現年度課税分ということで4,683万4,900円となりまして、前年と比べまして20%増の751万8,500円増収となりました。これにつきましては、軽自動車税が28年度から税額の改正がありましたので、増えたものとなります。

続きまして、次のページ、14ページ、15ページをお願いいたします。一番上の町たばこ税についてですが、現年度課税分、収入済額ですが、8,902万2,603円となりまして、前年と比べ134万3,182円の減収となりました。

以上が歳入についての説明で、続きまして歳出について説明させていただきます。ページのほうが74ページと75ページをお願いいたします。こちらのほうが真ん中、75ページの中段になります。町県民税賦課業務についての備考の欄について説明いたします。町県民税賦課業務につきましては900万1,635円の支出となりまして、こちらの支出につきましては、主な支出については、委託料とシステム利用料、あと法人町民税の還付金でありまして、こちらの委託料のほうですが、住民税の計算や納付書を作成するための住民税事務電算委託料としまして334万6,530円、また法人等の納税者がインターネットを利用して申告手続を行います地方税電子申告サービス料としまして186万6,240円の支出をしております。

法人町民税の予定納付還付金につきましては、この後、収税係のほうから説明がありますので、割愛させていただきます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、76ページ、77ページをごらんになっていただきまして、77ペ

ージ、一番上、軽自動車税賦課業務なのですが、こちらの支出につきましては62万1,517円となります。こちらにつきましても、主な支出につきましては、委託料、軽自動車税の納付書作成等の電算の委託料となっております。

以上で住民税の所管の説明を終わらせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 お世話になります。資産税係の青木と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは固定資産税関係につきまして、まず歳入のほうからご説明させていただきます。決算書の12、13ページをお願いいたします。1款2項1目1節の固定資産税現年度課税分でございます。調定額9億4,802万3,100円に対しまして、収入済額は9億3,715万1,650円ということで、収納率にいたしまして98.8%ということになりました。収入済額につきましては、前年度比で2,007万1,097円の増となっております。こちらにつきましては、主に泉野産業用地や岩田流通団地への工場等の進出に伴う増額となっております。

続きまして、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金についてでございます。調定額及び収入済額ともに9,049万8,200円でございます。前年度比で326万5,100円の減でございますが、こちらにつきましては、渡良瀬遊水地、そして群馬県企業局が設置しております太陽光発電設備の減価償却による減でございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。74、75ページをお願いいたします。説明は75ページの備考欄の各事業の主要な部分のみとさせていただきます。

中段より少し下でございます二重丸の固定資産税賦課業務223万603円です。こちらの主なものといたしましては、固定資産税事務電算委託料155万3,591円でございます。内容といたしましては、納税通知書及び納付書の作成費用、償却資産申告書の作成費用や調査報告書類資料関係の作成に係る費用でございます。

その下の二重丸の評価替え業務582万8,025円です。標準地時点修正鑑定委託料につきましては、昨年と同額となっております。先ほど峯崎課長のほうからもありました標準宅地の不動産鑑定委託料545万4,000円でございますが、本業務につきましては、平成30年度が評価替えに当たりまして、標準宅地101地点の鑑定評価を行いました。

次の二重丸です。課税客体管理業務616万752円でございます。こちらの主な業務といたしましては、課税客体調査業務委託料の480万6,000円でございます。前年比187万9,200円の増であります。主な内容につきましては、28年度は3年に1度行っております航空写真撮影を行いました。それと、また毎年行っております土地及び家屋の経年異動修正に係る費用でございます。

その下の公図修正業務委託料75万600円でございますが、前年比49万1,400円の増であります。こちらにつきましては、保管している町公図に一部不足箇所があることがわかりまして、追加で作成した費用となっております。

最後になりますが、家屋評価システム26万8,056円です。こちらは新築家屋の評価計算を行うためのシステムの使用料と保守料ですけれども、昨年と同額となっております。

簡単ではございますが、資産税係につきましては、以上になります。よろしくお願ひいたします。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 収税係の長谷見です。よろしくお願ひいたします。

先ほど課長からの概要、また各担当からの各税目ごとの説明はありましたので、収税係は町税全体のご説

明をさせていただきます。

まず、歳入になりまして、決算書の13ページをお願いいたします。13ページの一番上、全体の額になります。課長とちょっと重複しますが、調定額20億6,924万752円に対しまして、収入済額19億8,692万6,463円ということで、こちらにつきましては、徴収率が96%となっており、前年と比べますとプラスの0.5%となっております。参考までに県の平均でございますが、95%、邑楽郡の平均につきましては95.3%と、それにつきましては、若干平均を上回っている状況となっております。この前年と比べまして、プラスになった要因としましては、収税係といたしまして、現年度の対策といたしまして、当然ながら納期内納税の推進、こちらを図っております。また、納め忘れがないように、口座振替の切りかえの推進を図っているところでございます。また、滞納繰り越し分の対策としましては、国保担当の健康介護課、また県税事務所との合同滞納整理、また悪質滞納者への滞納処分、差し押さえの強化、そういったことによりまして、滞納額の圧縮を図ったものでございます。28年度からは給与の差し押さえといったところにも取り組んでまいりました。また、取るだけではなくて、財産調査を行いまして、取れないと判断したものについては、執行停止をかけさせていただいております。あわせて滞納繰越額の圧縮を図ったものでございます。結果、収入未済額の欄、7,137万5,623円となっておりますが、前年と比べまして1,200万円ほど圧縮となっております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。決算書の77ページをお願いいたします。77ページの上から3つ目の二重丸、町税徴収管理業務になります。665万3,708円ということで、前年と比べまして150万円ほどの増となっております。主な要因につきましては、13節電算委託料、こちらの委託料の中で、今現在口座振替の振替データのほうをフロッピーディスクのほうに格納しまして、そちらを金融機関のほうに依頼をしているのですけれども、フロッピーディスクという媒体がもう古いということで、DVDのほうに切りかえを図った、そのための対応業務17万円ほどかかっております。それが増の要因ということになります。また、23節の過誤納還付金、こちらが130万円ほど増となっております。こちらにつきましては、住民税におけます配当割、株式割によります還付、お一方、大きな還付の方がいらっしゃいました。その還付の増による要因となっております。

1ページ戻りまして、75ページをお願いいたします。中段、町民税賦課業務の一番下、23節法人町民税予定納税分還付金になります。こちらは支出業務につきましては、収税係のほうで行ってございまして、予定納税された分につきましては、確定申告によって還付になったり、過年の申告内容に誤りがあった修正による還付となっております。27年度に1件大きな還付がありまして、28年度はさほど大きな還付がなかったということでの約10万円ほどの減という形になっております。

収税係からは以上です。よろしくをお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 戸籍年金係の森田です。よろしく申し上げます。

では、戸籍年金係の決算について説明いたします。歳入につきましては、決算書の23ページに戸籍や住民票等の各種証明書の手数料があります。ほかに、次のページ、25ページの一番下に個人番号カード交付事業関係の国庫補助金がありまして、29ページに中長期在留者住居地届出等事務委託金、自衛官募集事務委託金、国民年金事務費交付金等の国庫委託金、そして33ページに消費者行政推進補助金、県補助金です。それがありまして、35ページに人口動態調査交付金、移動人口等統計調査交付金、電子証明関係の交付金ということ

で、県委託金がございます。昨年より全体で約343万円の減額になりました。主な理由としましては、個人番号カード交付事業に係る補助金が約225万円、それから国民年金事務費交付金が約57万円、消費者行政推進補助金が50万6,000円の減額になったことが挙げられます。

では、歳出の説明に移ります。内容が昨年と同様のものは割愛させていただきます。

まず、決算書の77ページをごらんください。真ん中よりちょっと下なのですが、二重丸で戸籍整備事務から79ページの二重丸、繰越個人番号カード交付事務までが戸籍住民基本台帳費でございます。ほかに行政相談、法律相談、国民年金事務、火葬費補助金、消費者行政推進事業がありますが、全体で人件費を除いて2,528万1,784円となり、昨年度に比べ約440万円の増額となっております。理由としましては、決算額で大きな差があるものが79ページの個人番号交付事務の約351万円の減額と111ページの火葬費補助金の約860万円の増額があります。この火葬費補助金の額につきましては、平成27年度まで火葬費の2分の1の補助ということで、1万5,000円を限度としてあったものが、館林斎場使用料の改正に伴いまして、28年度から6万円を限度として全額補助したため、増額となりました。件数は199件で27年度は175件でした。ほかに旅券事務の約44万円の減額ありますが、27年度にIC旅券用交付窓口端末購入費と、その端末機保守委託料がありましたが、28年度はありません。また、国民年金事務事業では、27年度に国民年金システムの改修がありましたが、28年度はそれがないということで、消耗品のみでしたので、そちらも約38万円の減額となりましたので、相殺して先ほど申し上げた額が増額となりました。

最後に、131ページをごらんください。消費者行政推進事業でございますが、決算額は約24万円の増額です。消費生活相談員の資格取得のための旅費と研修負担金が増えたものです。消費生活相談につきましては、正規職員が資格を取得しまして、昨年10月から相談を再開しております。

以上で戸籍年金係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要の28ページ、評価替え業務、これにつきましては、先ほど説明ありましたが、平成30年の評価替えに備えて今準備しているということですが、標準宅地101地点をこれを鑑定評価したと思うのですけれども、その委託先をまず教えてください。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 鑑定評価業務の委託先につきましては、群馬県全市町村が群馬県の鑑定士協会のほうと委託契約のほうをしております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、この評価替え業務ですが、例えば公的な土地価格の中で実勢価格とか、路線価とか、公示地価とかいろいろありますよね、4つぐらい。

例えばまず実勢価格ですが、これが実際の売買価格です。恐らくそれが一番のものになると思うのですが、基本的に、その後、公示地価とか、路線価とか、特に我々に関係する固定資産税の評価額、それがありませんけれども、その辺をまずちょっと説明いただけますか、4つ。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 まず、売買価格につきましては、売り手と買い手のいろいろな要因がある価格になっていると思います。そういった要因を全て取り除いて正常な価格といたしまして、鑑定評価額というのがございます。先ほどの地価公示価格というのは、国のほうが鑑定評価をしている価格になります。県のほうが評価をしているのを地価調査地というのですけれども、地価公示価格ですとか、地価調査地の価格をもとにいたしまして、標準宅地の町内の標準的な宅地の価格というのを鑑定いたします。それが標準宅地というのが板倉町の中に108ポイントあるのですけれども、それは地価公示地の3地点と地価調査地の4地点を含む108地点ということになります。固定資産税のもととなりますのは、平成6年から不動産鑑定が導入されているのですけれども、地価公示価格のおよそ7割をめどとして固定資産の価格を設定するということになっております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、まず公示地価がありますよね。これが実際は売買価格の実勢価格の大体9割ぐらいで見て、それで路線価のほうですけれども、これが実勢価格の大体7割から8割、公示地価の8割、実際の固定資産税の評価額ですけれども、今説明ありましたけれども、大体7割、実勢価格の6割から7割、そういうパーセントで最終的にその固定資産の評価額、6割から7割で見ているということではないのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 そうですね。7割で見えております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、この評価替え業務ですけれども、3年に1回ですから、標準地のこの鑑定の評価も27年度に評価替えしていますよね。当然そのときに評価額って出ていると思うのですけれども、標準地の。今回実際にやりまして、そのときの評価した数字と、このときの28年度の評価の数字というのは、やはり下がっていますか、全般的に。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 そうですね。地価公示とか等公表されていまして、都市部では価格が上昇しているところも一部ありますけれども、まだまだ板倉町につきましては、毎年度下落傾向にございまして、前回の鑑定評価以来と今回比較しましても、板倉町につきましては若干ではあります、土地の価格のほうは下落しております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後ですけれども、30年にも評価替えしますけれども、今の段階で結構なのですけれども、その評価替えしたときの固定資産の土地、家屋については、基本的に下がる傾向にありますか。今、土地はかなり安くなっていますよね。家屋についてもだんだん、だんだん、経年変化でだんだん、それほど新しい住居はそんなにできていないので、全般的に考えると、経年変化で下がっていると思うのですけれども、そうすると見込みでいくと30年の評価替えにおいては、現時点よりは恐らく27年度と比べて下がる可能性が強いと思うのですけれども、その辺はどんな見込みを持っていますか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 土地の下落率といたしまして、平成28年と29年を比較いたしますと、マイナス

1.2%ほど下落しております。30年度の評価替えにつきましても、まだ正確な数値というのは現在は出ておりませんが、同じぐらいの幅で下落するという見込みはしております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 今回固定資産税が1,600万円でしたっけ、増えたということありましたよね、28年度決算で。それは先ほどの説明によりますと、あくまで土地とか、家屋とか、そういう部分よりは一般的な産業用地、その部分が増えたという部分がありますよね。そうしますと、今後のことを考えると、一般的な例えば我々は土地、家屋については、それほど増加する見込みはないけれども、例えばニュータウンの産業用地とか、そういった部分で増加しない限り増えないという見込みでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 済みません。先ほど私のお答で、土地のほうのみしかお答えをしませんでした。家屋につきましては、3年に1度評価替えを行うたびに3年間分まとめて税額のほうを下げていきます。その間は据え置き価格になっておりまして、来年度につきましては、評価替えになりますので、家屋につきましても、3年分の減価償却のほうをいたしますので、既存の建物につきましては、固定資産税のほうは低くなります。増える要因といたしましては、先ほどの委員さんがおっしゃるとおり、新築の建物が建ったりですとか、企業進出に伴う償却資産が増えれば、増額というふうに見込むことができると思います。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

今村委員。

○今村好市委員 決算書の3ページかな。先ほど課長に始まる前にちょっと聞いたのですけれども、税の収納というか、今年度の税のおおよその確定額というのは、調定をして切符を出した時点ではほぼ確定できるだろうという話は、それが6月ごろという話なのですけれども、この決算書を見ると、税の部分は特に歳入なのですけれども、補正を一回もしていないのですよね。なぜ歳入は補正をしないのか。一般的に歳出は補正をしないと仕事の場合によってはできないから補正をするのでしょうか。歳入についてはなぜ補正をしないのか、どうも不思議なところがあるので、それは地方自治体の会計上、そういうものはしなくてもいいというのか、できないのか。当初予算と収入済額を税で見ても2億2,000万円なのですよね。この2億2,000万円というのは、民生費が約1億9,000万円ですよ、歳出が。だから、民生費全体に相当、それ以上の額が予算と収入済額の差が出てきている。それだけ差がでかいということなのですけれども、町民から考えて、企画財政のときも質問させてもらったのですけれども、では自分たちが納めた税金は予算では公表されているから、大体どれぐらい入るのかね、町はというのはわかるのですけれども、決算は1年ずれて、次の年の9月にならないと税収の総額というのは、町民知らないのだよね。私どもも知らない。わからない。では、町は補正財源というのはどこから求めているのかというと、前年度繰越金だとか、いろいろ操作をして、補正財源を生み出しているのだと思うのですけれども、では使えるお金が年度途中で幾ら、例えば6月なり、9月なりの時点で、板倉町については税収が予算ではこれだけだけれども、使える、実際に入ってくる金はこれぐらいあるでしょうと、これぐらいの金は使えますよというのがどこかでわかった、明確に透明性があったほうが私はいいいのではないのかなというふうに思うので、なぜ歳入を補正しないのか。これは、税担当課がやるべきなのか、財政当局が担当課がやるべきものなのか、よくわからないのですけれども、なぜやら

ないのか、理由はありますか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 特に理由というものはあるということではございません。やる年ももちろんありますし、それはやはり年間を通した中で、企画財政、財政サイドとの調整という話になってくるところかなと思います。そのタイミング的には、決算議会がわかれば翌年への繰越金、これがわかってきます。そうするとその中で幾ら財政調整基金に積んで、幾ら繰越金として残すか、その翌年の予算に組み入れてくるかというのがわかってくると思います。また、12月になれば、先ほども話がありましたが、おおむね税収のほうの流れというのも6月以降、大きな税目についてはほとんど数値のほうが上がってくるということもありますので、そこら辺の数字を見ながら調整は可能かなというふうに考えております。特に改めてやらない理由というのはいないわけなのですけれども、たまたま昨年を行わなかったというようなところもあるのですが、昨年の税収の中で、ニュータウンの産業用地の関係で、意外と固定資産税のほうが増加傾向にあるという中で、法人町民税の関係についても、やはり産業用地の業者の中から入ってくるのが始まっております。おおむね全社合わせて1,000万円弱ぐらい入ってくるのですが、この産業用地の法人のこの税の読みというのが、なかなか非常に難しいところもありまして、4月に一斉に「はい、ドン」ということでわかるわけではございませんので、年間各会社が決算迎えて2カ月後に申告納税という形で、法人町民税のほうは出してくるのですけれども、そこら辺の動きがなかなか読みづらいというようなところも一つの要因としてはありまして、実際にその法人税の動き等も気をつけながら、予算のほうを見ているわけなのですが、全体的にやはり予算よりも上回っております。予算割れはしていませんので、今後そういったところを踏まえながら財政サイドと今年度等については、補正等の調整等は検討する必要があるかなというふうには考えてはおります。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 恐らく2億円の中で不確定要素というのは2,000万円か3,000万円だと思うのです。ほとんどの8割、9割はほぼそんなに狂う話ではないのだと思うので、何となくわかるのはわかるのです。歳入欠陥を起こしそうなときは補正しますよね、間違いなしに。ただ、増えるのだからいいだろうという話なのかもしれないのだけれども、その多少の増減は構わないのだけれども、2億2,000万円というのは、さっき言ったように、民生費1年間分以上の額なのですよ。でっかい額なのですよ、これは。金がない、金がないとよく町は言って、あれはできません、これはできませんと言っているかもしれないのですけれども、やりくりをしたり、税収はでは決算で2億2,000万円も余計に入っているのではないのと、町民からすれば。簡単に言うと。では、2億2,000万円全部使わなくて、1億円ぐらい使えるのではないの。では、町民が要望している仕事は1億円ぐらいはできるのではないの。それは何で財政の安定化を図るために、次の年の次の年に残して、残してというやりくりをしているのかもしれないのですけれども、でもやりくりはやりくりでいいと思うのですけれども、入ってくるお金は町民にやはり早くきちんと、ほぼ確定をした時点で私は知らせてやることのほうがいいのかなというふうに思うので、当初は安全を見て、税収についても8割ぐらいしか見込まないで予算組んでいるというのはわかっているのですから、いいですよ、それは。でも、確定した時点である程度の額は補正をして載せてきたほうがいいのではないのというふうに思うので、これは財政とよく話し合いをして、では自分たちが納めた税金が今年は幾らなのかねと、幾ら使えるのかねというのが町民にわかるようにしてもらったほうが私はいいのかなと。次の年の9月にならないとわからないのだよと

いう、その間は金がないから仕事できませんよという話は通用しなくなってしまうと思うのです。財政調整基金から取り崩しをして、予算を組んで、それを繰越金で戻しているという、このずっと繰り返しですよ。だったら財政調整基金なんていうのは最初から余り取り崩さずに、半分取り崩して、税金をもっと見ればいいのではないですか。だから、余りにも石橋たたいても渡らないような、どう転んでも赤字にならないというか、有利なその隠し財源みたいなのがあって、そういう財政運営というのは余りいいことではないのかなと。オープンに出して使える金、使えない金というのは説明すればいい話なので、ぜひその辺は次年度から財政とよく話し合いをして、明確に出せるものは出すという考え方を持っていただきたいというふうに思います。お願いします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご意見、委員さんおっしゃるとおりなところもあります。今年度については、財政サイドのほうとも調整をしながら対応のほうをしていければというふうに考えております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員さん、よろしいですか。

○今村好市委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 岩田の流通団地、今税金はどのぐらい上がっているのですか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 固定資産税の岩田の流通団地分につきましては4,163万2,600円です。

○川部昌弘住民税係長 法人町民税のほうですが、1,192万6,000円という形になっております。合計しますと5,355万8,600円となります。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 というのは、2年前、昨年大幅な会社として投資をして作業しているということなのですが、当然税金も上がってきているのかなと思うのですが、昨年、その前というのはわかりませんでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、私のほうから話をさせていただきたいと思います。

先ほど28年度分については、おおむね5,300万円程度という話でございました。27年度分につきましては、おおむね6,000万円程度に、それは固定資産税と法人町民税合わせてなのですが、なっております。また、その前の26年度につきましては4,700万円程度の税金ということになっております。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 27年、若干の増額になったということが理解できるのですが、当然収入になっても、実質交付税が減額をされるということになるのですけれども、実質の実入りという、この数字ではないでしょうか。これは、交付税減額されたときの状況の中の5,300万円ということの数字が出されているわけですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 これは、直接税金として上がっている数字でございます。板倉町としましては、

交付税関係ですけれども、収入額が需要額よりも下回っておりますので、基本的にはこちらの収入増減云々にはかかわりなく、まだ板倉町は交付税をいただいておりますから、そういう形になります。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 実質実入りの使える金ということでの理解していいわけですね。というのは、先ほどの話なのですけれども……

[何事か言う人あり]

○延山宗一委員 実質、カットされた額になるわけね。

[何事か言う人あり]

○延山宗一委員 要するにカットされますよね。今出された金額はそのものすばり町の歳入として利用できるということではないでしょう。

「[できる]」と言う人あり]

○峯崎 浩戸籍税務課長 これは、町の歳入として入ってきています額でございます。

○延山宗一委員 実入りとして。

○峯崎 浩戸籍税務課長 はい。

○小森谷幸雄委員長 使える額だね。

[何事か言う人あり]

○延山宗一委員 では、いいですよ、いいですよ。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ちょっとお時間必要になると思いますので、また後日改めて説明資料のほうをそろえていきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 では、後ほどということで。

延山委員。

○延山宗一委員 後で。というのは当初あそこがスタートして、12年ぐらい前かな、税収が入るようになったよね。当初1億2,000万円とかというようなことの中でスタートし、今大幅な財源が見込めたのですけれども、実質今の話、意外に入らなかったということ、また実質地方交付税がその分は減額もされていってしまうというようなことで、本当に使える金額が当初の計画からも少なくなっているということでもあり、理解しているのですけれども、あそこの工場といいますか、物流ですから箱物なのですけれども、今度は産業用地に進出をしてきたと、内容的にも忙しいから当然進出してきたとは思うのですけれども、だから岩田のあの物流にも非常に空きスペースを利用して拡張し、また上には太陽光も設置をする。非常に大幅な投資もしているということになってくると、もう当然法人税もアップが見込めるのかなということでもちょっと伺ったのですけれども、6年から7年になると、やはり増えてきたと、そうすると8年、9年ということになってくるとき、もっと前進も見込めてくるのかなと思うのですけれども、箱物ということだとすると、比較的税収には見込めないということなのでもすけれども、その点、まだ幾らかでも期待が持てるのかなということでも伺いました。今後、来年はもうちょっとこの金額よりも増えてくるのかなと思っています。

いずれにしても産業用地もまだまだあいているものですから、早い段階で税収の見方という、例えば減額措置を板倉もしているから、その分が税収として見込めない部分の年数もあるのですけれども、でもまだ早い段階で確定してくればありがたいなと思うのですけれども、いずれにしても岩田の物流はそんな状況だ

と、わかりました。結構です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 決算書の13ページ見ていただけますか。いいですか。この法人町民税がこれ53万円不納欠損で処理されているのですけれども、これは1口なのですか、1件というのか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 法人町民税につきましては、9件になっております。9件で53万円。

○青木秀夫委員 9件ね。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、これは法人町民税でも黒字で町民税が発生しているのではなくて、均等割か何か滞納していて、そのまま倒産してしまったとか、普通法人町民税は黒字の場合はもうかっているから町民税が発生するわけだよね、その均等割以外は。そうするとそういうところが倒産9件もあって、不納欠損で処理するという事は、普通は倒産でもしてしまって、消えてしまって、わからなくなってしまうというので処理しているのかと思うのですけれども、これどういうことなのでしょうね。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 全てちょっと把握はしていませんが、ほぼ均等割の欠損になります。事業倒産という形での欠損となっています。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、法人町民税と言うけれども、その均等割が滞納して何年かたまったというところが、そのまま倒産か何かして、回収ができないということで不納欠損でしているわけね。利益が出た場合の法人町民税ではないのですね。そうだよ。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 当然利益が出ていることは、事業は経営されている。そこに対しては欠損はできませんので、均等割を残したまま倒産した事業所という。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 世の中は、中には黒字倒産というのものもあるから、町民税が黒字で発生しているのだけれども、払えなくて倒産してしまったというケースもあるけれども、これはそうではないケースね。赤字で別にいわゆる法人税割は発生していないけれども、均等割の部分は何年間かたまったところが9件あって、9口あったということなのですね。はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 簡単ですから、森田さんのところの。決算131ページ、消費者行政推進事業というのがありますけれども、ここに内訳、主要の34ページに細かく書いてあるのですけれども、決算のほうの131ページの上の、これは研修費負担金と、これは職員の方が何回かに分けて研修に行くのでしょうかけれども、この研修費負担金含めたその上側の1番、9旅費、これはまた別ですから、宿泊とか、そういうのではなくて、

どんなふうなあれで。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 この旅費と研修負担金につきましては、27年の9月いっぱいまで相談員が、資格がある相談員、臨時職員だったのですけれども、その方がやめた後に正規職員が消費生活コンサルタントの資格を取りに行くということで、東京のほうに20日間の研修がありまして、その旅費と、それから研修の負担金がございます。

〔「電車等」と言う人あり〕

○森田和子戸籍年金係長 はい。旅費のほうはですから、電車の料金です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 20日間というのは泊まり込みで行くのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 泊まりでなくてです。通っています。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それは毎日続けて行くのですか、20日間連続して。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 5月から7月で、隔週で自宅で勉強するのと、研修に行くということで、隔週で行っていました。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それは1人だけですか。お一人だけ、その。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 はい。28年度1人だけ行きました。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 1人病欠とか、もしなかった場合は、この消費者行政推進の事業については、差し支えないわけですね、その方がこの職場にいなくても、別に問題はないわけですね。コンサルタントの勉強してきて、人がいなくなった場合も万が一のときは、では病欠とか、長期入院とか、そういうときに職場離れた場合は別に次のどなたかがカバーすれば別にとということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 28年度に1名行きまして、資格を取得しまして、今年度、29年度にまた1名行っていますので、万が一そういう病欠なりなんなりという場合も、1年間消費生活相談休んでいたのですけれども、群馬県の消費生活センターを紹介したり、もしくは面談でというか、至急の場合は館林の消費生活センターを紹介してお世話になるという方法をとっています。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 現在は2人いるということですね。お二人、職場に。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 うちの係に1名と、今年度別の係の方が行っています。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしく申し上げます。

昨日も課長とちょっと立ち話したのですけれども、広報の9月号でしたか、前月との人口比較ということで、マイナス二十数名ということで、かなり大きい数字が載っているものですから、お話をしたら、ちょっとお亡くなりになる方がちょうど多い月になって、そういう形になったというお話を伺って、それに関連しまして、火葬費の補助事業についてちょっとお伺いしたいのですが、これ平成28年度から全額の補助体制になったということですね。額面が6万円ということだと思えるのですけれども、決算書は111ページで、事業概要34ページなのですが、総額が1,123万2,000円とあって、予備費から充用90万円というのは、これはこの1,123万円に含まれているうちの90万円という、こういう解釈でよろしいですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 予備費からの充用90万円というのは、うちの係ではないですけれども。

○針ヶ谷稔也委員 火葬費補助金というのは違うのですか。

○森田和子戸籍年金係長 火葬費補助金は、予算をとったのは、200人として6万円ですので、1,200万円予算をとって、その中から支出しています。

○針ヶ谷稔也委員 予備費から充用というのは何ですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 こちらの関係なのですけれども、決算書の様式の関係で、前のページ見てみますと、3、環境衛生費という大きい項目がありまして、その中にうちの火葬費補助事業というのがあるのですが、この環境衛生費全体として予備費から充用しましたということなので、特にうちのほうの火葬費関係については予算をとりまして、そこから一応充てて支出のほうはしましたという結果になっておりますが。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 この表記にある額面はこの1,120万円の中の括弧書きという形、プラスではないですよ。ね。1,120万円の中のうちの90万円がこういう充用だということでもよろしいですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 この予備費から充用というのをちょっと切り離してもらいたいのですけれども。

○針ヶ谷稔也委員 別のが入っているの。

○峯崎 浩戸籍税務課長 これは、うちのほうの事業該当ではない、ほかの丸ぼちの該当で予備費から多分充てられた事業があったと思いますが。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、純粋に火葬費の補助事業にかかったお金というのは1,123万2,000円だけということでもよろしいですね。

事業概要の34ページに補助金交付件数が199件とありますけれども、これ間違いはないですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 はい、間違いありません。

○針ヶ谷稔也委員 6万円を掛けると額面が変わってくるのですけれども、その秘密を教えてください

か。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 28年の4月からの支給のもので、前年のものが1万5,000円という方もいらっしゃいますので、あとはほかの館林斎場ではないところを使った金額が3万5,000円とか、5万9,000円とか、いろんな金額がありますので、6万円を限度として補助していますから、6万円掛ける199件とはなりません。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、板倉で亡くなった方でも一応広域で館林の火葬場というか、あれかなと思っていたのですが、その他の火葬場というのは、どの辺を利用されている方いらっしゃるのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 近辺なので、佐野とか、よその北川辺というか、ちょっと調べないとわからないのですが、金額が違うところを使用している方が中にはいらっしゃるということです。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 その場合は6万円補助しなくても間に合うという計算ですね。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 実際にかかった費用ですので、そうなります。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 この辺だと館林かなと思ったものですから、そういう質問をさせていただきました。それぞれでかかった分は6万円を限度に補助をしていただけたということだと思います。この火葬費というのは、館林に限らせていただきますけれども、かかった分というのは、お金はこれは館林の収入として扱われているのでしょうか、市の収入として扱われているのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 その施主様からいただいた金額を館林へ払っているということです。

○小森谷幸雄委員長 館林の収入になるのですかということです。

○森田和子戸籍年金係長 はい、そういうことです。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、全額館林のこの事業内容の燃料代とか、人件費だとか差し引いても、館林の収入になっている。

もう一個聞きたいのは、これも館林に限定なのですけれども、火葬時間に飲み食いする費用がありますよね。あれも館林の収入になってしまうのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 済みません。ちょっと部屋の利用料ということですか。それは対象ではないですよ、補助の。待合室料なので館林に払います。

○針ヶ谷稔也委員 でも、戸籍税務課としては、火葬費の補助にかかわっているだけという認識。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 そうです。火葬費のみです、補助は。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 余りいい表現ではないですけれども、どこも利用率に応じてというような部分はあるので、板倉で使用了方の分ではやはり利益が上がるのであれば、その分のそういうのも検討、検討して変な話になってしまうのですけれども、あってもいいのかなと思うのです。そういう話し合いにはなっていないということですね。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの関係なのですけれども、以前板倉は3万円補助ということだったので、館林さんからの要望で、これですと対コスト的に足りないというような話もありまして、値上げというのを要望のほうをされてきた経緯があります。それで6万円というようなところでというところで町も全額補助ということになりましたので、試算からすると、その収入を得るとは思うのですが、それで利益を出すところまではいっていないかなというふうには思います。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 火葬費ではなくて、多分待ち合いの時間で使う方、使わない方いらっしゃると思うのですけれども、その付随のところのちょっと疑問があったものですから、関係外ということであれば質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

時間が過ぎておりますが、質疑を終了させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 では、質疑を終了させていただきます。

戸籍税務課の皆さん、大変ありがとうございました。

委員の方には引き続き会計課の審査を行いますので、よろしくお願いします。

休 憩 (午前11時48分)

再 開 (午前11時50分)

○小森谷幸雄委員長 では、再開をさせていただきます。

会計課、多田課長、お願いします。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 午前中最後ということで、皆さんお疲れの中、恐縮でございます。これから会計課所管業務にかかわります平成28年度決算についてご説明を申し上げます。

まず、決算書にはありませんけれども、会計課全体の決算額について申し上げたいと思います。歳入の総予算額178万9,292円に対しまして、収入済額167万715円となりまして、前年度に比べ94万6,253円の減額となりました。

一方、歳出につきましては、総予算額65万8,000円に対しまして、支出済額64万6,110円となりまして、前年度に比べ5万1,553円の増額ということになりました。

それでは、歳入に入っていきますが、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。決算書の36、37ページをお開きいただきたいと思います。36、37の中段になります。16款1項2目の利子及び配当金になりますが、その中の備考欄にもありますけれども、基金利子収入の部分になります。9種類の基金利子がありま

すけれども、これを合計しますと159万9,292円となりまして、前年度に比べ81万1,307円の減額となりました。

次に、決算書の42、43をお開きいただきたいと思います。42、43ページの上段、上のほうになります。20款2項1目の町預金利子でございます。備考欄にもございますとおり、歳計現金預金利子ということで7万1,423円となっております。前年度に比べ13万4,946円の減額となりました。先ほどの基金利子、それから歳計現金預金利子とも主に金利変動によるものが主な要因となっております。

次に、歳出になります。決算書の58、59ページをお開きいただきたいと思います。58、59ページをごらんいただきたいと思います。中ほどから上になります。2款1項4目の会計管理費になります。また、お手元にあるかと思いますが、補足説明資料の主要施策の成果、冊子になってございます。こちらの35ページをごらんいただきたいと思います。主要事業の概要、会計課会計係ということで35ページをお願いしたいと思います。こちらの補足資料に基づきまして、歳出につきましては説明をさせていただきます。

事業全体の歳出額64万6,110円となりまして、前年度に比べ5万1,553円の増額となっております。

次に、詳細を見てまいります。 (1) の印刷製本費になりますが、前年度同様、3万1,860円となっております。こちらは決算書の製本費ということで、105冊を製本してございます。

次に、(2) になります。消耗品費ということで、1万9,872円となりまして、前年度に比べ1,573円の増額となっております。

次に、(3) の口座振替手数料ということですが、59万4,378円で、前年度に比べまして4万9,980円の増額となっております。

歳出全体の主な増額分としましては、このこちらの口座振替件数の増加によります手数料の増額ということでございます。

非常に雑駁でございますが、以上、会計課所管の決算につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審査お願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 参考までにお聞きしたいのですが、会計課でいろいろ各課からの指示に従って支払いますよね。支払いするときに、会計課が間違っているということではないですよ。そのもとの各課が指示するときに、口座を間違っているのか、何が間違っているのか知らないけれども、間違ったところに送金してしまったと、お金を支払ってしまったというようなケースは、この1年間で、あつては困るのですけれども、どうなのですか。ゼロだったのですか、それともあった。そういうことも一、二件ありましたよと。それで返還してもらって、違うところへ、新しいところへ送ったことありますよとかと、そんなような事例はあったのかなのか。では、多田さんが担当したのは去年からでしょうか、その以前にもそんなのがあったことあるのかとか、そんなことも含めてちょっとお知らせいただければと思うのですけれども、なければ結構ですけれども。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 今の青木委員さんの質問につきましては、結論的には一件もございませ

ん。私が担当してからは1年半たちますけれども、一件もございません。ただ、個人の口座というのですか、例えば報償費ですとか、そういうので相手様からこの口座に振り込んでくださいねと言われまして、そのとおりに振り込んだところ、口座の名義が変わっていたとか、支店名が違っていたとか、そういうことで修正、訂正をした件数はかなりございますけれども、指示に従って振り込んだ先が間違っていたとか、金額が違っていたとかということは一件もございません。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ、質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後の健康介護課でございますが、予定どおり13時、1時から再開をさせていただきます。委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時00分)

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

審査は最後になりますけれども、健康介護課ということになります。

説明につきましては決算書により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いをいたします。

まず、健康介護課長、落合課長からお願いします。

落合課長。

○落合 均健康介護課長 お世話さまになります。それでは、平成28年度健康介護課関係の決算につきましてご説明をさせていただきます。

まず、私のほうから概要につきましてお話をさせていただきます。健康介護課におきましては、介護高齢係、保険医療係、健康推進係、保健センターとなりますが、この3係におきまして、一般会計の新規重点事業といたしまして、デイサービスセンターの空調の改修事業、介護慰労金の支給事業の一部新規ということで行いました。また、産後ケア事業、健康推進エンジョイポイント事業、地域の健康ステップアップ事業、がん対策強化推進事業等を実施させていただきました。

歳出金額の大きな事業につきましては、一般会計からの繰出金といたしまして、国保特会、介護特別会計、後期高齢者特別会計へのそれぞれの繰り出し、またお子さん、障害者の方、母子家庭等に対します医療の助成をさせていただく福祉医療費の支給事業、それと邑楽館林医療事務組合の負担金、住民健診事業、各種がん検診事業、予防接種事業等を一般会計の中では大きなものとして実施させていただきました。

また、特別会計3会計ございますが、後期高齢、国保、介護の3特別会計の管理運営も実施させていただきました。

特別会計の決算の状況でございますが、まず後期高齢者医療特別会計につきましては、ご存じのとおり75歳以上の方を対象として、県全体で事業運営を行っているものでございます。平成28年度につきましては、平成28、29年度の2年間の保険料率の改定の年でございましたが、群馬県の広域連合におきましては、剰余金の活用によりまして、26、27の保険料率と変わらない保険料率のまま据え置きとなりました。金額的には被

保険者の均等割額が4万3,600円、そして所得割率が8.60%でございました。後期高齢の町の決算額につきましては、歳入で前年度比で6.7%の増、歳出で8.3%の増という計算となりました。

次に、国保の特別会計でございますが、こちらは来年4月1日からの都道府県単位の広域化に向けて、28年度から国、県を中心としまして検討が進められております。町の決算額につきましては、前年度比で歳入総額は6.1%、歳出総額は3.6%の増となりまして、特に保険給付費が9.2%の伸びとなりました。

最後に、介護保険の特別会計でございますが、28年度は介護保険の27から29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の2年目の年でございました。決算額については、歳入で前年比で1.1%増、歳出で0.9%増と、それぞれやや増という決算でございました。

それでは、細部につきまして、各担当係長から順次ご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 介護高齢係、小野寺です。よろしくお願ひいたします。

まず、一般会計の歳入からご説明をしたいと思います。決算書、一般会計の30、31ページをお願いしたいと思います。30、31ページの15款2項2目の2節高齢者福祉費補助金の備考欄をお願いいたします。この一番上になります介護基盤等整備事業費補助金ということで、765万8,000円でございます。これにつきましては、第6期の介護保険事業計画に基づきまして、新たなサービスとして、定期巡回随時対応型訪問介護看護を実施する事業者を公募し、選定された事業者が事業開始時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開始時に必要な初度経費を支援するための県補助金を受けまして、同額を事業者へ補助したものでございます。歳出の3款1項2目の高齢者福祉費に同額の歳出がございまして、これにつきましては100%の県補助ということになっています。その他の歳入につきましては、前年度と同様となりますので、説明は省略をいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。一般会計の88、89ページをお願いいたします。ここにつきましても備考欄をお願いいたします。2番目の二重丸の介護基盤等整備事業765万8,000円につきましては、先ほど歳入で説明しました歳出となります。

次に、4番目の二重丸のところをお願いいたします。社会参加促進生きがい活動推進事業の2番目の一重丸のところなのですが、デイサービスセンター空調改修事業ということで、先ほど課長からもご説明がありましたように、新規というか、この年度に限っての事業となります。237万6,000円でございます。この事業は、町が板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定し、社会福祉協議会が管理しております板倉町のデイサービスセンターの空調改修工事でございます。今回の改修原因としましては、デイサービスセンターの教室天井の空調排出口等に夏場結露が発生しまして、水滴が落ちてしまい、床に落ちた水滴により、利用者が転倒の可能性があるということで、危険防止のため対策をいたしました。結露の原因としましては、ここ数年の夏場の気温の高さが考えられ、具体的な対策としまして、排出口等を結露しやすい金属製であったものを結露しにくい塩ビ製に交換をいたしました。

次に、90、91ページをお願いいたします。次のページです。備考欄の二重丸の2番目、介護慰労金支給事業288万円です。この事業につきましては、平成27年度の議会の事務事業評価を受けまして、これまで1人当たり8万円または10万円でしたが、平成28年度から一律12万円ということで増額したものでございます。支給した人

数は、平成27年度が27人で230万円でしたが、平成28年度が24人ということで、3人減ってしまいました。支給額は58万円の増となりました。この支出に対します県補助金が18万円でございます。その他の事業につきましては、前年度同様となりますので、説明を省略いたします。

一般会計の説明につきましては、以上となります。

続きまして、介護保険の特別会計についてご説明申し上げます。介護保険の特別会計の決算書の8ページ、9ページをお願いします。一番後ろから2番目ぐらいの青いやつに入っているやつなのですが、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入です。歳入につきましては、収入済額で……

[何事か言う人あり]

○小野寺雅明介護高齢係長 介護特会の8ページ、9ページの歳入のところをお願いいたします。歳入につきましては、収入済額でご説明いたします。

1款1項1目保険料が2億5,725万5,500円、これにつきましては4.5%の増です。この歳入が第1号被保険者4,706人の方からの保険料でございます。

次に、この下になるのですが、3款の国庫支出金で、次のページをお願いいたします。4款の支払基金交付金、その下の5款の県支出金につきましては、歳出の2款の保険給付費及び5款の地域支援事業費に対しまして、国の定めた割合で交付されるものですので、省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金です。一般会計繰入金のここにあります介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金につきましても、これも国の定めた割合で歳入となりますので、省略をさせていただきます。

その他につきましては、新規事業等はありませんので、歳入についての説明は以上となります。

次に、18、19ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、支出済額で説明をいたします。1款総務費につきましては、職員人件費、介護保険被保険者の管理、介護保険料徴収及び介護認定にかかわる事務的経費でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、次のページをお願いいたします。下のほうになるのですが、2款保険給付費です。10億5,974万7,779円、前年度比で0.2%の増でございます。給付費につきましては、要支援、要介護認定者の方が平成28年度1年間に利用した介護の各種サービスにかかった費用の9割または8割分を、国保連合会を經由しまして各種事業所に支払った費用でございます。要支援、要介護認定者の合計がほぼ前年度横ばいということもございまして、給付費につきましても、ほぼ横ばいでございます。

次に、その下の1項介護サービス等諸費9億5,573万5,264円、1.2%の減でございます。これは、要介護認定者が減となったことによる減です。特に増減の大きかったサービスについて説明いたします。

次の1目居宅サービス給付費3億4,036万5,572円、8.3%の減です。これにつきましては、居宅における利用者減による減です。

次のページ、22、23ページをお願いいたします。5目施設介護サービス給付費4億1,907万7,005円です。4.1%の増です。これにつきましては、施設入所者の増による増額でございます。

次に、次のページをまたお願いしたいと思います。2項の介護予防サービス等諸費4,624万6,621円、20.5%の増です。その下の1目介護予防サービス給付費3,809万9,997円、21.1%の増でございます。要支援認定者増による増額です。28年度の介護給付費につきましては、要介護認定者が利用するサービスが減となり、内

訳としまして居宅サービスの減、反対に施設サービスの増です。また、要支援者の認定が増になったことにより、介護予防サービスの増となりました。全体としましては、微増ということです。

次に、30、31ページをお願いしたいと思います。5款の地域支援事業です。備考欄をお願いしたいと思います。ここの下のほうになるのですが、二重丸の介護予防普及啓発事業の一番上の報償費で謝金がありまして、次に記念品とあるのですが、これが介護の特別会計で支払った健康づくりの介護予防エンジョイポイント制度の記念品代ということになっております。

次に、32、33ページをお願いします。次のページです。2項の包括的支援事業、任意事業です。951万4,985円ということで、前年度に比べまして4,401円と、ほぼ前年度同様となりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で介護保険特別会計の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 保険医療係の小野田と申します。よろしくお願いたします。

保険医療係のほうでは、一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計の3つの会計を担当しております。先ほど申し上げた順番でご説明を申し上げます。まず、一般会計ですけれども、保険医療係では新規事業等ございませんので、歳入は省かせていただきまして、主な歳出のみご説明させていただきます。

それでは、決算書の一般会計、88ページ、89ページをごらんください。89ページの備考欄の一番上の二重丸、3款1項1目国民健康保険特別会計繰出金2億7,331万6,322円でございます。この繰出金につきましては、国保の特別会計の歳入9款に繰り出すものでございます。これにつきましては、国保特別会計のところでもまた再度ご説明させていただきますので、ご了承ください。

次に、94ページ、95ページをごらんください。3款1項4目、95ページの備考欄でいいますと一番上になります。福祉医療費支給事業の20節福祉医療扶助費の1億1,320万565円でございます。この事業は、子供、重度心身障害者、母子父子家庭の対象者に医療費の自己負担分を町と県で助成する制度でありまして、県の補助率が2分の1となっております。前年度比で117万1,946円の増額となっております。

そして、その下の3款1項5目の後期高齢者医療事業ですが、こちらは後期高齢者特会と関連がございますので、また後でご説明させていただきますので、省かせていただきます。

続きまして、104ページ、105ページをごらんください。こちらは4款1項1目、105ページの備考欄の下から2番目の二重丸になります。養育医療費支給事業の20節養育医療扶助費の47万6,129円でございます。こちらの事業は、未熟児について養育に必要な医療給付を行うもので、その費用につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担するものでございます。28年度の給付は1件でございました。

以上で一般会計の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。後期特会につきましても、新規事業等ありませんので……

[何事か言う人あり]

○小野田裕之保険医療係長 済みません。14ページ、15ページをお願いいたします。14ページですが、中ほ

ど、2款1項1目広域連合納付金の関係でございますが、15ページ、備考欄の下から2番目の二重丸になります広域連合事業でございます。内容としましては、一般会計から繰り入れをいたしました事務費と保険基盤安定負担金及び徴収しました保険料を広域連合に支出したものでございます。また、保険基盤安定につきましては、県が4分の3、町が4分の1の負担をするものでございます。28年度の決算額は1億3,527万5,773円で、前年度と比較しますと775万7,670円の増となりました。その理由といたしまして、社会保険や国民健康保険から後期高齢者に移行したことにより、受給資格者が増えたことがあります。また、保険料軽減分の負担金であります保険基盤安定負担金が前年度より増額したためでございます。それと、予備費の178万4,000円の充用があるのですが、こちらは広域連合の仮算定によって保険料の不足分を3月議会で補正いたしました。その後確定した保険料に不足が生じたための充用でございます。

以上で後期高齢の特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計の説明をさせていただきます。それでは、国保特会の歳入、16ページ、17ページをお開きください。ページの一番下のほうになります9款1項1目の一般会計繰入金の関係でございます。この繰入金につきましては、一般会計の最初の説明で触れました歳出3款から繰り入れたものでございまして、平成28年度の決算額は2億7,331万6,322円で、主に赤字補填分の増額によりまして、前年度に比べまして8,757万4,300円の増となっております。

続きが18ページ、19ページになっておりますので、ごらんください。その繰入金ですが、1から6節に区分をしております、1から5節にかかわるものが法定分ということで、合計が1億2,650万6,830円となります。1節の保険基盤安定の保険軽減分が県4分の3、町が4分の1の負担、2節の軽減世帯の一般被保険者数に応じて繰り入れる保険基盤安定の支援分が国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担、3節の職員給与等は一般財源として繰り入れ、4節の出産育児一時金は、支出額の3分の1を繰り入れ、5節の財政安定化支援事業は、高齢被保険者数などによって算定した額を繰り入れるものとなっております。そして、残りの6節が法定外になるわけですが、1億4,680万9,492円で、主に赤字補填分となっております。

続きまして、最後となります歳出のほう、26ページ、27ページをごらんください。歳出の2款保険給付費の関係でございます。保険給付費は被保険者の一部負担を除きました保険者である町の負担でありまして、平成28年度決算額が15億1,630万4,826円で、前年度に比べまして1億2,779万1,921円の増となりました。その理由といたしまして、1人当たりの医療費が増加したことに加えまして、C型肝炎の新薬を服用された方が28年度は大幅に増えましたので、高額医療費にも関連して給付費が伸びていったというふうな状況でございます。

以上、簡単でありますけれども、これで保険医療係の説明を終わりにします。よろしくお願いたします。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 健康推進係の山岸でございます。よろしくお願いたします。

決算書の104ページからお願いたします。決算ですが、歳入に関しましては、補助金等がほとんどでございますので、歳出にあわせて説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

決算104ページ、民生費、4衛生費、1保健衛生費からでございます。新規重点事業など主な事業について説明したいと思っております。決算書のページの順に進んでいきたいと思っておりますので、お願いたします。

105ページ、備考欄、一番下の二重丸、住民健診事業のほうからご説明いたします。主な支出は、検診委

託料となっております。666万5,298円でございます。一部県保健衛生費補助金、健康増進事業費補助事業に該当しております。補助事業該当部分としまして、結核検診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診、歯周疾患検診でございます。歳入金額につきましては、後ほど検診結果の事後指導事業とあわせて説明させていただきます。また、町単独としまして、検診を受ける機会のない20代、30代の方を対象とした若年者検診、歯周疾患検診では、健康増進法で定められた年齢のほかに、55歳の方を追加、骨密度検診は35歳の方を追加し実施しています。

続きまして、107ページをお願いいたします。備考欄、二重丸の上から4つ目の検診結果の事後指導事業でございます。住民健診事業等を受診していただいた結果から、生活習慣病予防など健康に関することについて指導や支援を行い、食生活の改善や健康づくりに関する知識の普及に努めました。内容ですが、主要事業の概要、53ページのとおりとなっております。例年健康教室の開催は、1事業に一、二回という単発事業が主だったのですが、平成28年度は高血圧予防改善チャレンジ事業ですとか、骨粗鬆症予防運動教室などは約半年間にわたり開催し、参加者ととも生活習慣や体調の変化を確認していく事業も新たに展開しました。主な支出は、報償費10万8,600円でございます。本事業に係る健康教育及び健康相談、訪問指導費につきましては、先ほどご説明しました住民健診事業の健康診査とあわせまして、県補助金健康増進事業費補助対象事業となっております。補助率は県が3分の2で117万6,793円の歳入がございました。

続きまして、すぐ下の項目、二重丸の上から5つ目、がん対策強化推進事業についてご説明します。こちらは一部新規重点事業であり、この項目のすぐ下にあります上から6つ目の二重丸、がん検診推進事業（補助）とあります国の補助事業と内容が一部重なる部分がございますので、あわせて説明させていただきます。がん検診に対する国の補助事業が年々縮小しています。平成28年度は大腸がん検診が対象から外れ、子宮頸がん検診の20歳の方及び乳がん検診の40歳の方、そして過去5年間に一度もがん検診を受診していない方の検診の一部自己負担金が補助対象となっております。よって、町では子宮頸がん検診の25歳、30歳、35歳、40歳の方及び乳がん検診の45歳、50歳、55歳、60歳の方、大腸がん検診の40歳、45歳、50歳、55歳、65歳の方の一部自己負担金500円を無料としまして、今まで健康に無関心だった方や受診行動を起こせなかった方も受診に踏み出すきっかけづくりとなるよう、受診率の向上を図り、がんの早期発見と治療につながることを目的に実施したものでございます。

主な支出は、検診委託料の2,312万99円であります。こちらは胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがん検診特有でございます。需用費として、がん検診受診票の印刷及び無料クーポン券の作成をしております。子宮頸がんのほうは372人に無料クーポン券を発行しまして、受診者は49名でございました。乳がん検診は479人に無料クーポン券を発行し、受診者は140人でした。大腸がん検診のほうは1,013人に無料クーポン券を発行し、受診者は163人でした。あわせて、すぐ下の項目であるがん検診推進事業（補助分）についてご説明します。先ほどの無料クーポン券の発行の人数に含んでしまいましたが、子宮頸がんの20歳の方90名と、乳がん検診の40歳の方86名の方に無料クーポン券とがん検診の手帳を発行しています。過去5年間にがん検診を一度も受けていない方を含め、補助対象受診者は54人でした。

歳入のほうですが、衛生費国庫補助金、がん検診推進事業補助金として10万5,000円の歳入がございました。

続きまして、109ページをお願いします。備考欄中ほど、上から3つ目の二重丸、産後ケア事業でございます。こちらは平成28年度新規重点事業となります。事業の内容ですが、普通分娩で出産された方ですと、通常出産後四、五日で退院となるわけですが、体調の回復や育児にふなれなまま自宅に戻ってしまいます。そのような母親に対し、産後2カ月までの期間に限り、館林厚生病院のほうで通所で母乳相談ですとか、授乳指導、沐浴指導が受けられ、育児不安の軽減を図れるという事業でございます。既に館林市が実施しております、平成28年度からは郡内5町でも開始したものでございます。利用のほうが午前9時半から午後5時までの利用が可能であり、自己負担として昼食代を含め1回2,000円をいただいています。こちらの事業は、衛生費国庫補助金、産後ケア事業補助金の対象であり、補助対象利用件数は、延べ19件、委託料34万2,000円のうち、2分の1が補助対象でございます。

続きまして、3つ下の健康推進エンジョイポイント事業及びその下の地域の健康ステップアップ事業が新規重点事業でございます。健康エンジョイポイント事業につきましては、先日の事務事業評価で説明させていただきましたので、省略させていただき、地域の健康ステップアップ事業についてご説明します。

事業内容につきましては、28年度から行政区単位で2名ずつ健康づくり推進員を選出していただき、行政区長の協力とあわせ、集会所などへ出向いて健康教育を開催させていただきました。昨年は7行政区、延べ8回、219人の参加をいただきました。行政区の新規事業として日程を設けていただいた区もありますし、除草作業など区民の皆様が集まる機会に合わせて設定していただいた区もあります。お忙しい中をご協力いただきました。備品としまして、血管年齢測定器を2台購入しております。41万9,040円でございます。

以上、健康推進係の主な事業についての説明となります。

○小森谷幸雄委員長 以上で健康介護課の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 決算書の93ページなのですけれども、在宅障害児の福祉推進事業ということなのですけれども、特定医療の関係の指定難病、これは福祉のほうになるの。失礼しました。では、また。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 これ決算のほうです。11ページ、国保の11ページ。

○小森谷幸雄委員長 国保の11ページ。

○荒井英世委員 そう。歳入のところですか。上から3つ目の備考の欄の介護納付金がありますよね、第2号被保険者の。40歳から64歳の介護納付金ですけれども、これ人数見ますと、この主要事業の概要でいきますと、1,623名ということで、まず人数はそれでいいわけですよね。人数の関係は主要事業の概要の国民健康保険特別会計の成果というのがあるではないですか、最後のほうに。そこの裏ページ、2ページ、そこで国民健康保険事業概要、介護保険第2号被保険者数1,623名、これでいいわけですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○荒井英世委員 では、それでこの介護納付金ですけれども、加入者割で来ているわけですよね、幾ら払ってくれというので。その1人当たりの金額というのは幾らというので来っていますか。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 済みません。ちょっと資料を持ち合わせていなくて、大変申しわけないのですけれども。

○荒井英世委員 では、後でいいです。

○小野田裕之保険医療係長 済みません。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、国保の場合は従来と同じ加入者割で来ているのですけれども、ただそれ以外の例えば社会保険、いろんな社会保険ありますよね。そっちの介護納付金については、介護保険制度、ころころ変わりますから現場は大変でしょうけれども、今年の8月でしたっけ、報酬割でやっていますよね。そうしますと具体的に言うと、役場の職員等はそれに関係してきますよね。従来と比較して、その辺の増減点は出ていますか、数字的に。例えば今年8月からだから、まだあれかな。

○小森谷幸雄委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 その点については、まだ出ておりません。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 いいです。では、後で数字を教えてください。結構です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 では、国保の関係なのですけれども、49ページの主要施策の中で、福祉医療ペナルティー繰出金ということをやっているのですけれども、このペナルティー分の繰出金というのは、どういうふうな状況の中で408万2,492円ということなのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 福祉医療のペナルティーの繰り入れ分というのは、福祉医療のほうで県と町が単独で一般会計のほうから自己負担分を子供だとか、重度心身の方とか、あるいはその母子父子家庭の方とかというふうな部分を補助しているのですけれども、地方単独でそういう事業を行っている場合に、国保の交付金が減らされてしまうということがありまして、それに対して県が2分の1の減らされた分の例えば1,000万円であれば500万円分を県が補助をして、それを国保特会に繰り入れているというふうなことでございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 なかなか意味がわからないのは、どういうふうな、要はペナルティー分ということで上がっていますよね。だから、ペナルティー分というのは。

○小森谷幸雄委員長 では、落合課長、丁寧に説明をお願いします。

○落合 均健康介護課長 地方単独でそういった医療の補助制度を行うと、国としてはその部分、医療費が伸びるという考えを持っております。そういった地方単独で医療費の助成事業をした場合に、先ほど係長が申し上げたとおり、それに関する部分については、国からの交付金を減額いたしますという形になっています。ですから、群馬県だけでなく、例えばお子さんの補助制度なんかですと、年齢は差はございますが、

各都道府県実施しておりますので、同じように国からの交付金が減額されてきております。そのペナルティー、それを国からすると、それはペナルティーで減額しますよと言えば、俗に呼ばせていただいているような形なのですが、ただし国としますと、少子化対策ということで取り組んでおる部分がありまして、地方からもその減額については、国の交付金の減額については見直しをという、これまでも何回も申し入れが出てきておりまして、来年、平成30年度からは就学前までのお子さんに対する医療費分については、このペナルティーというもので国からの交付金が減額される制度については、国が見直しをして、ペナルティー分で減額はしないという形に制度を見直すという方向にはなっております。ということですので、国からすると、地方単独で群馬県と町で、市町村でやっているわけなのですが、そういった単独で医療費の補助をやると、そういったことで医療費の増加に、伸びにつながるということで、そういった自治体については減額をしますという、そういった内容のものでございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 課長の説明も余りよくわからないところがあるのですけれども、でも大きな金額ですよ、いずれにしても。だから、この要するに金額的に400万円からペナルティーとしてなっていると、減額されたということなのですけれども、そうすると例えば子供だとか、今説明によると、それによって今後子供の関係との国保のかかわり、例えば大人でもそうなのですけれども、人数的に大変な人数になっているの。そういうふうな意味ではないの。

○小森谷幸雄委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 ちょっと何とお答えしていいか。おわかりにならないでしょうか。助成制度を行うと、結局例えば小さいお子さんの助成制度がありますという、やはりどうしてもでは無料だからお医者さんかかろうという方が増えるのではないかと国は考えております。そういった国が認めていない制度について地方単独で助成制度を行った場合については、その交付、本来国が負担する部分についてカットしますよということで来ているわけなのですが、ただもう全国的に国としても少子化対策で取り組んでいるという部分もございまして、もう全国的にそういったお子さんの医療費の助成制度というのは行っておりますので、見直しという要望が毎年出ておりまして、先ほど申し上げたとおり、小学校に上がる前の方、就学前のお子さんについては、これまでカットされてきた部分については国も認めて交付をしますということですので、国保とか、町のほうの負担分は少なくなる、30年から。今まではカットされた部分をでは県と町で負担して国保会計のほうに繰り入れをしていただいていたのですが、その部分は小学校就学前については国が直接国保のほうに交付をするというふうに見直しがされる。改善されるということにはなりません。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そういうふうなやりくりの中でも、この金額が出ていますよね。ということは今後これから同時に国保が1つになったというようなことになったときに、そういう問題は発生しなくなってくるの。

○小森谷幸雄委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 これは制度上、当然もうやむを得ないのかなという気はします。福祉医療事業という制度自体をもう県と町とで実施していく以上は、では国がペナルティーとしてカットしますよという対象の部分については、当然負担していただくということで、それがやはり少子化対策なりとか、福祉についての政策になるのかなというふうには考えております。ただ、30年からはそういうことで減額になる。金額

は少なくなるという、全体として。そんな方向です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 では、今度は国保1つになったときには、この金額ではなく、若干金額下がるということなの。

○小森谷幸雄委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 国保が1つになるかどうかにしても、減額になる対象のお子さんは、30年からは就学前のお子さんは国は交付の対象にしますよと、見直しますよということですので、対象の減額になる人数は減りますので、当然ペナルティーで減額される金額も対象者が少なくなるから少なくなるということになります。

○小森谷幸雄委員長 わからないでしょう。延山委員、いいのですか。ご理解いただけましたか。

○延山宗一委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 わからないので、続けて、その継続でお聞きしたいのですけれども、これは福祉医療のペナルティーという分は、その下にある福祉医療費事業とって、いろいろありますよね、いろいろ。重度心身障害者とか、高齢重度心身障害者、父子家庭、母子家庭、そういったものがみんな福祉医療でしょう。ね。49ページのこれを全部国保と絡めて国からそういう指令が来ているわけですか。落合さんが言っているのは、例えば国が認めていないのを地方自治体が勝手に福祉医療制度というのを取り入れて、3割とか、窓口負担を無料にしているわけでしょう。窓口負担3割を無料にすると、国保で言えば7割は保険から出るわけだよ。保険から出ると、その保険の7割の負担の中を国が約3分の1ぐらい負担しているわけではないですか。それが増えるだろうから、その増えるだろうということを予測して、その増えた分をカットして、地方に回してよすということなのでしょう。そうすると国保会計が減額されるから、その分を一般会計から補填することなわけなのでしょう。その金額は非常に曖昧だけれども、国がそういうことをやっているわけね。それで、福祉医療と言うけれども、それは対象は、今度は49ページにいろいろ載っているのだけれども、ペナルティー分というのは全部ではないのでしょうか。障害者のなんかは前からやっているのでしょうかから、最近各自治体がサービス合戦で15歳まで無料とか、何か最近高校生まで無料にするとかということをしてサービス競争しているので、そういうものに対するペナルティーと違うの、これ。子供の医療の関係とは違うの。

○小森谷幸雄委員長 主要政策の49ページのところ。手元にないですか、ありますか。49ページ。

○青木秀夫委員 ただ、これアバウトに福祉医療ペナルティーと書いてあるけれども、これ子供の医療費の負担の免除という部分に対する。

それともう一つお聞きしたいのは、いいですか、続けて聞いてしまうけれども、これは国保分でしょう、これ。対象が。そうすると子供の親は国保に入っている人は本当にわずかだと思ってしまうので、会社の社会保険とのか、公務員は共済保険にみんな医療保険入っているわけだから、そういう人たちのわからないよね、それは係が違うから。これは、国保だけでこれだけ来ているわけね。そういう分なのでしょう、そのペナルティーという分が。窓口で払わなくなると、恐らく薬屋へ行って薬買うより安いやと言って、医者に安易に行くと。行くと医療費はかかると。医療費がかかると、窓口の3割の部分の残りの7割は国保の人は国保会計から負担しているわけだから、その7割の国保会計を負担しているのが国から3分の1ぐらい、何億と板

倉町の国保には出ているわけだから、その増えるだろうというものを想定した部分に対して減額するよということで減額されてきているわけね。それはアバウトにして来るわけね。何か実数で来るのではないでしょう。

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員 だって、それは計算が大変だろうよ、そうしたらこんなの。

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員 それまたやったら大変な請求で来るだろうと思うのだけれども。

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員 まあいいや。

○小森谷幸雄委員長 結構だそうです。

落合課長。

○落合 均健康介護課長 その点につきましては、先ほどとあわせまして、ちょっと調べまして、後ほど。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。ないですか。

本間委員。

○本間 清委員 主要施策の54ページです。一番下の感染症対策事業ですけれども、その下に新たな感染症が発生した場合に備え医薬品を補充とありますけれども、この新たな感染症とはインフルエンザのことを想定していることでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 新型インフルエンザと呼ばれるものを想定しております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 新たなインフルエンザを想定しているということですがけれども、その想定しているといひましても、インフルエンザは型が幾つもあるわけですね。それを想定して薬品を調達するという事は可能なのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 医薬品とちょっと書いてあるのですがけれども、消毒薬のほうを備蓄しています。消費期限がございます。それなので適宜その消毒薬については補充をさせていただいています。あとはマスク、感染症、子供用のマスクですとか、大人のマスクを備蓄しています。消毒薬も何種類かあるのですがけれども、3種類ぐらい備蓄しています。期限を見て交換しています。出すときは役場ですとか、役場でちょっとプッシュシュッと押すと、よくスーパーの出入り口にもあるのですがけれども、手指消毒薬なのですがけれども、役場に出したり、保育園ですとか、小学校に1クラス1本ずつぐらい行くように提供しまして、出した分を補充するという形で対応しています。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、保管場所は、あとは保健センターみたいなところにあるわけですね。そういたしますと、およそ何名分ぐらいというのは備蓄しているのでしょうか。アバウトで結構ですけれども。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 本当にアバウトになってしまいますが、防護服、まずそういう新型インフルエンザが発生したときに、消毒をしたり、あとは家庭に行ったりということで、防護服みたいなものがあるのですけれども、それは3日間町のほうでストックできれば、対応できれば、あとは国や県から支援が来るということで、最低3日分を用意してくださいよということになっております。防護服が200枚ほどございます。あとマスク等はここのゴムが劣化してしまうこともありまして、適宜出しているのですけれども、大分あるのですけれども、何名分、一応……

[何事か言う人あり]

○山岸章子健康推進係長 そうです。町民の皆さんに対応できる枚数は用意しております。済みません。ちょっと一応何箱ということで備蓄の数は確認をして補充しているのですけれども、済みません。ちょっと人数が言えなくて。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 はい、結構でございます。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○本間 清委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 介護保険特別会計の21ページと25ページの関連なのですけれども、先ほどの説明の中で、保険給付費の中の介護サービス諸費、これについては介護認定者が減少しているという話で、額的には前年対比少なくなっていると、片方は介護予防サービス等のほうについては、要支援者が増えていると、こっちは増えているのですよということなのですけれども、介護認定者そのものが減っているということは、町が今取り組んでいるさまざまな介護予防医療等のことが少しこれは効果が出てきたという判断なのか、たまたまこのこの年だけが、28年度だけがそういう傾向になったのか、その辺の分析というのはどんな状況なのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 介護保険の状況なのですが、こういった流れになったのが平成27年のあの6期が始まったときは、上期についてはすごい勢いで給付費が伸びまして、これはすごい伸びるかなと思ったところで、11月ぐらいから要支援者が今度は多く認定になってくる傾向が続いていまして、それというのがやはり更新とかでも、確かに多かったのが要介護1の人が要支援に変わる人が結構な人数がいて、いつの間にか100名ぐらいだった要支援の方が140名ぐらいになって、要介護の人も一時は550ぐらいいたのが、今530ぐらいという形で、ちょっと要支援が増えて、要介護が減って、全体とすると年間でも10人は増えていないような状況なのですが、またこれが介護予防が効いているのかということ、またそれも難しいところで、そこまでの分析はしていないのですが、重度の方が亡くなったという可能性も十分考えられますが、要介護5の人が亡くなって、新しく認定になっている人が要支援で認定になっているのかなという、どっちにしてもこのまま横ばいというのはないとは考えています。今までも反対に24年度とかを見ると、23年度よりか1回下がっていることもあるのですが、やはり長いスパンで3年とか5年で見ると、確実に数%ずつは上がっているような状況になると思います。その中でも介護の予防の教室のほうも頑張って地域包括支援センターともや

っていますので、その効果もまだはっきりと見えてはこないのですが、あるのかなというふうには考えています。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 確かに要介護から認定がえのときに要支援に移っているということは、要は軽くなっていることですね。同じ人が例えば今まで要介護で認定されていた人が、要介護の幾つかわからないのですけれども、今度は要支援のほうに再度認定がえか何かしたときに変わっているという方がいるわけですね。それはその本人の努力もそうなのでしょうけれども、全体として逆に要支援から要介護に移るというのは普通のパターンだと思うのです。でも、それが逆のパターンが出ているということは、やはり何か町の健康管理もしくは介護予防等に少なくとも多少影響が出てきて、そういう結果が出ているのかなという見通しはできるのかなと思うのです。どうなのでしょう。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 確かに最近教室等も皆さんに参加していただいていますし、あとは大同地区等は通いの場とかもつくってやってもらっているような傾向なので、皆さん少しずつそういった介護予防に出席をしてもらっているのです、そういったのが出ているとは思ってはいるのですが、これでこのまま難しいところが、確かに介護って施設に入っている人1名が亡くなると年間で300万円ぐらいもう違ってしまいますので、10人ぐらいの方が要介護5の方が亡くなると、もうそれで3,000万円違ってということもありますので、要介護の人の傾向を見ると、在宅で介護を使っていた人が減って、施設は増えているのです。というのが在宅にいた重い方が施設に入ったというような考えだと思うのです。認定というのが要支援2と要介護1というのが体の状態は同じなのです。ただ、認知症があるというふうに医師の意見書にあると、要介護1になるのです。あとは状態が安定しているか、不安定かというのも医師がチェックするところありまして、そこが不安定というふうになると、要介護1になって、両方が当てはまらなないと、体の状態は同じ方でも要支援2というので、そこら辺がちょっと体の歩いたりとか、食事をしたりとかするのは同じような状態でも微妙なところなので、介護予防が効いてよくなっている、やってほしいとは思っているのですが、そこまでのちょっと正確な分析はできていないので、また今後ちょっと見ていきたいとは思っています。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 確かに認知症の場合は、そのときの状態によってかなり違う部分があるので、今までは要介護だったものが、場合によってはたまたまケースワーカーなり、認定する人が行ったときに、非常に調子がいいときは認知症の判定がかなり軽くなってしまうという傾向もあるのかなと思うので、そんなに町が介護予防をやっているから、すぐにこれだけの効果があるというのは難しいのでしょうけれども、いずれにしても継続的にやっていって、これからどうしてもやはり医療と介護は抑えがきかなくなってきましたので、そっちの負担が、健常者の負担もかなりでかくなってきますので、できればそういう努力をして、介護予防医療のほうに少しお金を使ってやることのほうが本人も家族も町の介護医療も含めていいわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 これは、補足説明のほうで51ページ、住民健診事業の関係でお願いいたします。

これ私が前のときに受診率わかりますかと聞いたことあって、実際わかりませんという話を前、落合課長から返事もらったことがあるのです。実際、住民健診の発送しますよね、あの封筒のやつ。あれは何人分発送して、その方の何人分が受診しているかと、そのデータはありますか。

○小森谷幸雄委員長 ご質問のようなデータはとられていますか。

山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 済みません。お世話さまになります。

結核検診のほうのまず対象者全員に出しているのですけれども、40歳以上の方全員に出しています。

○小林武雄委員 発送数は把握していますか。

○山岸章子健康推進係長 ちょっと済みません。今発送数はないのですけれども、対象者の数。

○小森谷幸雄委員長 対象者と。

○山岸章子健康推進係長 対象者の数、はい。

○小森谷幸雄委員長 受診者の数でいいのでしょうか。そういう意味でしょう。

○山岸章子健康推進係長 はい。

○小林武雄委員 発送者イコール対象者ではないのですか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 がん検診のほうは40歳以上の方、対象全員に発送させていただいています。6,659です。

○小林武雄委員 そのうち実際に受診している方は何名いますか、28年度。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 特定健診のほうから……

○小森谷幸雄委員長 いや、今六千六百何がしかと言いましたでしょう。

○小林武雄委員 6,600のうちの何人。

○小森谷幸雄委員長 対象者が。

○山岸章子健康推進係長 胃がん検診のほうが727名です。

○小林武雄委員 住民健診。

○山岸章子健康推進係長 住民健診、はい。20代、30代健診が252名です。28年度の特定健診、40歳から74歳までの方が1,523名です。75歳以上の後期高齢者健診が512名です。

○小森谷幸雄委員長 小林委員。

○小林武雄委員 そうしましたら、とりあえず通常やっている一般の健康診断というのですか、その人数と、その特定のがん検診というか、そちらと、とりあえず一般のやつが何人いる、がん検診は総数で何人いるというのは、それはわかりますか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 集団健診ですが、住民健診、血液検査等の集団健診のほうが特定、後期、若年合わせまして2,287です。

○**小林武雄委員** 今聞いた人数でいきますと、約4割ぐらいか、大体受けていて、あとそのがん検診の関係も一応28年度からワンコインのほうにも移行されて、かなり受診する方に対してはメリットが出たかなと思うのですが、先ほど聞いた人数でいくと、27年度が3,307人、28年度が2,905人というふうにちょっと減っているのですよね、がん検診を受けた、要するにお金を払った方というのですか。この要因というのはいらないと思うのですが、何で減ったかわかりますか。

○**小森谷幸雄委員長** 山岸係長。

○**山岸章子健康推進係長** がん検診ですが、平成27年に住民健診と胃がん検診を同じ日に同じ場所で開催するというので、大変利便性が高まったと考えられます。一時的に胃がん検診のほうは受診者が上がりました。なかなかこのまま上がるといいのですけれども、ちょっと28年度のほうは、胃がん検診のほうは同じように対応したのですけれども、ちょっと少なかったというところなのですけれども、日程のほうがなかなか難しいところがあります。女性のがん検診につきましては、実は27年度に受診票の発送を今までは女性のがん検診と住民健診は別に発送していたのですけれども、27年度は時期も同じなので、事務費の効率化の意味でも、住民健診の封筒、受診票をセットに入れ込んでしまったのです。そうしたらわかりづらくて、1度はがきを出したらば、すごく27年度は混み合ってしまったのです。1度混み合うと物すごく印象が悪かった。もう混んだから行かないというような、ちょっと女性のがん検診がすごく落ちてしまったのですけれども、28年度についてはその影響があったのかなという気がしています。

○**小森谷幸雄委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** 全般的に住民健診の関係で、今年日曜日が1日入りましたよね。これは、やはり日曜日が今年入った関係で、とりあえず7月で終わっていますけれども、去年に比べて人数的には増えていますか、上期の部分だけでも。あと10月で終わりでしょうから、恐らく。あと1回やって。

○**小森谷幸雄委員長** 山岸係長。

○**山岸章子健康推進係長** 去年に比べますと、300人ほど減っています。あと1日残しているのですけれども、少し減っています。

○**小森谷幸雄委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** そうすればほとんど、前年並みぐらいの推移で受診の人数は変わらないかなと思うのですが、あと私も一応今年2回、南部公民館と保健センターか、実際に行ったのですが、人の流れというか、受け付けの流れというか、人をさばくのに、表示も余りないし、入って行って、順番とか、その辺も何かわかりづらいというか、ここに張ってあるのだけれども、ここだとちょっとわからないかな。

あと、保健センターなど行くと、行ったのですが、その表示も余りわからなくて、そうすると受診に来てくれた人の人間の流れというのか、あれをもう少しすっきりさせてもらったほうが、どっちみち2時間とか3時間の短時間で健診やるものですから、人の流れをうまくつくってあげて、若い人はもう早く終わってしまうし、年配の方は多少時間かかるから、そのすみ分けとか、あと南部公民館でいくと、2階に上がっていくのだよね。あれ1階が使えなかったのかな。できれば血压とかあれを上がって行ってからはかると、絶対上がってしまうから、そういうのも若干全般的に人の流れをもう少し見直してもらったほうがいいかなと、あと表示をしてもらったほうがいいかなと思うので、車の関係はしようがないのかなと思うのだけれども、駐車場の関係は、場所の関係で。ただ、あそこの会場に入ったところで、人の流れがうまくできれば、さっ

き言った女性の関係でも、行って待っている時間というのかな、あれがうまくさばけていくのかなという感じはするので、来年実施する場合に、その各箇所の関係についてはちょっともう一回見直してもらって、実施してもらったほうがいいのかという感じがしたので、ちょっと提案だけさせていただきます。

あと、最後に、大腸がん検診、一応去年1,400人ぐらい結構いて、特に私男性だからお聞きしたいのですが、この検診で要精検でしたっけ、ああいう方が何名いて、病院に通院というか、実際に通院している人が何人いるのか、ちょっと他人事ではないので、お聞きしたいのですが。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 昨年の結果なのですけれども、大腸がんの精密検査対象の方が60名いらっしゃいました。紹介状ですとか、訪問とか、電話等をしまして、受診の確認を行っています。精密検査受診率のほうが一応90%という状況です。

○小林武雄委員 いいです。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 2回目で、決算書の国保の40、41ページ、いいですか。これを見ますと、基金もゼロだよ、2,000円しかないのだから。もういよいよ底をついているというのはわかるのですけれども、それとこの実質収支に関する調書というので、収支額が1億2,300万円になっているわけですよ。これで、これはほとんど一般会計から言葉は悪いけれども、もらった金なのです。赤字の補填の繰入金というので、28年度だけで1億4,200万円繰り出しているわけだから、これほとんど一般会計の金だと思うのですよね。ただ、ここは国保会計で毎月の支払いもあるから、まさかお金がゼロではやりくりつかないのはわかるのだけれども、普通こういう一般会計から繰り出されたこの1億4,200万円で、余って1億2,300万円といったら、1回本当本来なら会計が別なのだから、決算締めた時点で返却するというか、余計いただいているのって、そういうのを結構やっていますよね、余分だからと。今年の国保会計だって途中で補正予算組んで、減額補正なんかしているよね、繰入金を。だからそういうような形でやったほうが、この実態はわかるのだよ。ただ、その出たり入ったりするだけだからいいではないかと、もらっておいていいではないかと。それで、やはり毎月、毎月の支払いが発生するわけで、収入のほうは4月、5月なんていうのは、保険の場合はまだ入ってこないわけかな、1期分というのが。そういうこともあるので、これこういうふうに行っているのかもしれないですけれども、本当はそういうふうにしちとして、足りないものは足りないもので、一般会計から一時借り入れとか、そういう形でやったほうが何か会計上はすっきりするのかなと思うのだよ。もらったものはもらったものだと、これでだったら、だったらやっていくと、来年から県に一本化してやっていくのでしょうかけれども、何か新聞なんか見ると、県で一本化するのは、全国で9つの県、9県だけで、ほかは何か非常にわかりにくい統合の仕方をしていくようなのですけれども、この辺のことを考えて、来年からどんなことをやろうとしているのか、これ国保会計の運営を。課長は。もう来年というのはすぐだから。

○小森谷幸雄委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 国保会計の赤字補填の精算の関係なのですが、確かに青木議長さんのおっしゃる

とおりにかと思うのですが、過去の赤字の繰り入れと精算の経過を見ますと、平成19年度から赤字の補填というのが出ております。20年度、21年度については精算を行いまして、その後22、23は赤字の補填はございませんでした。24年度、25、26、27、28と、今年度も赤字補填ということで当初予算計上させていただいておりますが、24年度以降は一般会計との精算のほうは行わないような形で、これも財政のほうの担当とも当然協議させていただいた中で、先ほどおっしゃられました、次年度の資金繰りとか、そういった面も含めた中で調整をさせていただいて、精算は行わないでということで、この赤字補填の繰り入れだけということで確定をさせていただいて、決算をさせていただいているような状況でございます。

では、来年度以降という部分でございますが、当然これから県のほうから標準的な税率とか、そういったものが示されるとか、県への納付金というものが示されてまいりますので、それに基づきました税率のほうを当然町のほうでも設定をさせていただくような検討に入らせていただくわけでございますが、その中で赤字の解消の部分についても当然一気にということでないにしても、検討させていただいた中で、幾つかパターンを検討して、税率のほうを設定させていただくような形で今年度、後半非常に忙しいスケジュールになりますが、検討を進めなければならないというようなスケジュールになっております。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、この決算書だけ見て、表面の字面だけ見ると、収支決算でプラスになっているのだ。1億2,300万円残っているということは、国保会計が字面で見ると健全なように見えるのだよ。もらった金で、1億4,200万円一般会計からもらったのに、それはもらったと見ればわかるのだよ。だけれども、それをわからないで、大きい字でこういうふうにはぽんとやはり会計、「広報いたくら」なんかでこういうのを出すと、国保会計は赤字ではないのだと、黒字だというふうにはこれ住民だってみんな思ってしまうよね、これ。その辺のことがあるからちょっと聞いてみたのですけれども、ただ一般会計と特別会計は親子関係みたいなもので、同一人物みたいなものだから、出したり入れたり、出したり入れたりすると、帳簿を汚すだけというか、だけのもので実質何の効果もないからというのでこういうふうに行っているのでしょうか、何かこれいろんな工夫の仕方もあると思うのだよね。これだと一見見ると、健全な国保財政というふうにはこれ見えてしまうわけ。だから、何かただし書きにしてつけておくとか、本当は一言これつけておいたほうが誤解を与えないというか、ではないかと思うので、検討してみてください。いいです。

○小森谷幸雄委員長 では、荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要からです。介護ですけれども、介護保険特別会計の成果というのが載っていますよね。その裏ページ。

○小森谷幸雄委員長 何ページですか。何ページ。

○荒井英世委員 何ページというか。

○小森谷幸雄委員長 ないの。

○荒井英世委員 要するに一番最後、下水道の前。

○小森谷幸雄委員長 ここね。介護保険。

○荒井英世委員 介護保険。介護保険事業概要というのがあるのです。

○小森谷幸雄委員長 はい。

○荒井英世委員 これで28年度の事業の概要載っていますけれども、これ見ますと要介護支援認定者数とあ

りますよね。これが第1号と第2号を足しますと673名、要支援1から要介護5まで。ということは介護認定率がありますよね。簡単に計算して、これ計算しますと、約7%かな。という感じなのですよね。その介護認定率ですけれども、この認定率というのは、例えばもしわかれば、ほかの郡内の自治体、館林とか、その辺のもし認定率の数字がわかれば教えてほしいのですけれども、あと県平均というのもあると思うのです。その比較です。恐らくこの板倉町の認定率ですけれども、過去3年ぐらいを調べていけば、これは増減が出ますよね。それと同じ意味で、例えばその人の居宅介護とか、地域密着施設サービスとありますよね。これなんかも例えば単年度一応出ていますけれども、過去3年ぐらいの数字をできれば後で参考資料で出してもらえれば、この辺の推移もわかるし、先ほど施設サービス、それが増えていると言いましたよね。要介護認定者数も恐らく減っているということですから、これからそんな減らないと思うのです。その絡みでやはりこの辺のちょっと詳細な数字をできれば出していただきたいなと思っています。

恐らく介護認定のやり方があるではないですか、認定の。それも変わりますよね。ですから、その辺も含めて、例えばどんなに変わっていくかというので、かなり変わってくるので、支出も変わってきますよね、認定の。

[何事か言う人あり]

○荒井英世委員 変わらないですか。同じですか。その辺をできればちょっと細かい数字が出てくれば、ある程度現状と、この先がちょっといろいろ理解できるのではないかと思いますのですけれども、ではまずもしさっきの認定率、それ今わからないですよね。出ていないですよね。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 今は正確な認定率等はないのですが、通常認定率といいますと、2号は含めないパターンが多くて、1号、65歳以上の方が何%の認定率ということでやっています、大体板倉が13%後半、1回14ぐらいいったのですが、ここ二、三年で65歳以上の高齢者がぐっと増えたので、分母が増えたということで、認定率が下がってきまして、65になったばかりの方というのは、本当に65から75までの間は3%ぐらいしか認定者はいないのです。急に75歳以上の方が3割ぐらいの認定率になってきて、65歳以上トータルすると14%弱ぐらい。以前6期計画とかをつくったときが大体全国的に言うとも17%ぐらいということで、板倉は認定率がすごく低い。もともと低いような状態で、それはどうしてかというの、ひとり暮らしの方がまだ館林とかに比べて少ないということで、まだ家族が軽いうちは面倒を見ている方が多いのかなというのもあったのですが、それなので何とも5町のやつはないのですけれども、板倉の認定率というのはずっととってありますので、その資料もありますし、あと居宅サービスの毎年度末ですかの利用者、あとは施設入所者等もありますので、そこら辺の資料は出せると思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

では、後日調べていただいて、提出いただければありがたいと思います。

ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 なしということでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 それでは、質疑を終了させていただきます。

健康介護課の皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

では、委員の皆様にご案内をさせていただきます。健康介護課の審査が早目に終了いたしております。本来の予定ですと、15時15分ということで予定が組まれておりますが、まだ執行部さんのほうとの打ち合わせが済んでおりませんが、一応50分をめどにしたいと、2時50分をめどに開催をしたいというふうに考えておりますが、その辺執行部さんのほうで町長、副町長等も出席をされますので、ずれるようであれば、また改めてご案内をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

休 憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時50分)

(5) 総括質疑及び委員会採決

- ①認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ③認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ④認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤認定第5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(6) その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

| | | | |
|-----------|-----|---------|------|
| 小 森 谷 幸 雄 | 委員長 | 市 川 初 江 | 副委員長 |
| 小 林 武 雄 | 委員 | 針ヶ谷 稔 也 | 委員 |
| 本 間 清 | 委員 | 亀 井 伝 吉 | 委員 |
| 島 田 麻 紀 | 委員 | 荒 井 英 世 | 委員 |
| 今 村 好 市 | 委員 | 延 山 宗 一 | 委員 |
| 黒 野 一 郎 | 委員 | 青 木 秀 夫 | 委員 |

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| |
|-----------------------|
| 栗 原 実 町 長 |
| 中 里 重 義 副 町 長 |
| 鈴 木 優 教 育 長 |
| 根 岸 一 仁 総 務 課 長 |
| 小 嶋 栄 企 画 財 政 課 長 |
| 峯 崎 浩 戸 籍 税 務 課 長 |
| 山 口 秀 雄 環 境 水 道 課 長 |
| 根 岸 光 男 福 祉 課 長 |
| 落 合 均 健 康 介 護 課 長 |
| 橋 本 宏 海 産 業 振 興 課 長 |
| 高 瀬 利 之 都 市 建 設 課 長 |
| 多 田 孝 会 計 管 理 者 |
| 小 野 田 博 基 教 育 委 員 会 長 |
| 橋 本 宏 海 農 事 務 局 長 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 伊 藤 良 昭 | 事 務 局 長 |
| 川 野 辺 晴 男 | 庶 務 議 事 係 長 |
| 小 林 桂 樹 | 行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記 |

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

当初よりちょっと時間が早まっておりますが、執行部の皆さんにはお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

本委員会に付託をされました平成28年度の各会計の決算認定については、3日間をかけて審査してまいりました。執行部の皆様におかれましては、丁寧なご説明、また各委員の細部にわたる質疑に対しまして、ご答弁をいただきました。慎重な審査ができたと思っております。大変ありがとうございました。

これからは各会計の総括質疑、また委員会採決となりますので、委員各位、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、各会計の総括質疑を行います。

なお、個別事業につきましては、十分に審査をいたしておりますので、平成28年度各会計の決算全般についての質疑としてください。

初めに、認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。ありませんか。

青木委員。総括でございますので、その点留意してください。

○青木秀夫委員 3日間の説明を受けまして、大体この一般会計の成果については、最初に概略が明記されておりますので、これ読んでわかるわけですがけれども、これを踏まえて、板倉町の会計ですけれども、大きな自然災害でもない限り、あるいは北朝鮮の暴発でもない限り、歳入は一般の企業なんかと違って、2年、3年先ぐらいの予測は見込めると、予測がつくと、見込めるということではないかと思っております。ですから、もう少し、この28年度会計もそうなのですから、例年この収入については、大方予測ができるのではないかと思いますので、これからこの28年の決算を踏まえて、今後2年、3年先を見越してぜひ前向きな財政計画をしていただきたいことをお願いしたいと思います。

ということは、今のところ館林との合併も進めておるわけで、これは決定するかしないかはまだ先のことになるわけですがけれども、2年、3年先を見越した、もっとそれに合わせたといいますか、前向きな財政運営をしていただけるように考えていただけたらなと思っております。既にわかっているだけですけれども、例えば資源化センターの有効利用とか、あるいは旧八間樋橋を撤去するとか、あるいはこの庁舎はもう来年できれば、この今使っている庁舎の解体ですか、とか、いろいろなそういうわかっている大きな支出も見込んでおると思いますから、そういったものも積み上げた上でのその財政収支というものはかなり正確なのができるかと思うので、要はでは2年後、3年後の例えばゴールといいますか、2年、3年後の到達点のときにどんなような財政収支状態にしておくのがいいのかというのは、ここでは具体的に言えないかと思うのですけれども、そういうのは持っていると思うので、ぜひそういうものを目指して館林とのその合併なども絡めて検討していただければと思うのです。

収入に関してはよほどのことがない限りは、年々歳々何十年ももう経験してやられている職員の方ですから、それはわかっていると思うのですけれども、よっぽど突発的な事故でもない限りは、大体例年どおりの収入というのは見込めるのでしょし、支出も大体わかると、あるいはあとはさっき言った突発的な事業を加えて財政指標を見込めばいいのだから、意外と簡単な見込みが、収支計画が立てられるのではないかと思うので、ぜひその辺を立てて、合併を踏まえるのであれば、それは悪い言い方なのですから、前倒しで

やれるものはやっていくと。もちろん優先順位をつけてやれるものはできるだけ計画的に、時間がないわけですから、この1年、2年、場合によっては3年以内ぐらいにできるものを前倒しで執行してもらおうというようなことを考えてもらう財政運営をぜひ執行部のほうにお願いしたいと思います。これは、お願いですけども、そういうことです。何か答弁ありましたら、町長でも、財政課長でもお願いできればと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 町長でよろしいですか。

では、町長。

○栗原 実町長 ただいまの青木委員さんの関係ですが、いずれにしても今回の、私はここ二、三日、ちょっとほかの用で調査というか、それには出られなかったのですが、大方についてはどなたがどういった発言をされてということも含めて、先ほど取り寄せて、内容はおおむね各委員の意見は把握しているつもりで、重要な部分。そういった流れの中で、財政全般に対するもう少し正確な、特に歳入等については、見込みが確定した時点で補正をし、できるならば年度途中でもという今村委員さんはこれは毎度おっしゃっていただいています、そういったことも踏まえて、いろいろできる範囲内で検討してまいりたいというふうに思っております。

今、青木委員の言われた基本的に合併を前提として前倒しでやるということは、基本的には考えておりません。要するに今までのペースで計画をしているものはしっかりとやると、主張していくということでありまして、合併がもしできなかつたときに、前倒しでやり過ぎて、また相手の立場を不快感を感じるようなことで、急遽、ご承知のように合併協議会の資料を見ましても、館林からすれば板倉町は役場を勝手につくって、あれはずっと板倉町の住民に負担させるべきだとか、多種多様な意見もあるわけでありますので、基本的には先ほど例えば具体的に言えば、資源化センターの改修計画等々については、既に3年ほど前から当町として計画を持っているわけですから、これは淡々と進めるような形で着落をさせたいというような考え方は持っておりますし、もちろん八間樋橋の解体については、これはいわゆる1-9号線の結果としての附帯事業みたいなものですから、片づけて何ぼと、それをしないと終わらないということですから、これは間違いないということでありまして、この庁舎解体については、実質いつ合併が例えば合意をされ、その後合意をされてから移転がいつ完了し、その後の地主との話し合いも含め、どういう形で使わない場合と何かこの跡地利用の関係も含めて話し合いをする必要も想定されているとか、総合的なことを考えながら、いずれにしても庁舎も現状のままでは当然もたないということもあるわけですから、解体を前提にしっかりと考えていきたいということでありまして。

ただいま一番最初に申し上げました、俗に言う駆け込み需要的な、合併をどうせするのだからということで、あれもやれ、これもやれと、いわゆる一挙に全てを展開し、それで不調に終わった場合ということを考えてときに、私は常々合併をするには、自立もしていける力を残しておかなければ、合併も対等の立場で話し合えないと、絶対服従に、もう自分のうちが相手のところへくつつく以外にないという形になったときには、もう対等も平等も、名前はどんな形にせよ、完全に弱い立場になるわけですので、依然として、しかもご承知のように、この間新聞にも出ましたが、給食の問題等々も含めて相当館林との問題のすり合わせがかなり難航するのではないかというようなことも想定される中で、やはりしっかりと板倉町の利益があるような形での合併を追求をしていかなければ、何のために合併するのだと、あれもこれも全部だめではないかと

というような、サービスが下がるではないかみたいなことを言われれば、当然議員の反対をしている立場の議員さんはもちろんですが、町民の皆さんとて賛成をしなくなるということは理路整然としているわけでありますから、できるだけそういう面も含めて、合併についてはこれからはかなり激しい攻防にもなるのだろうというふうに思っております、したがってまだある意味では五里霧中と、先々が見えないと。先々が見えない中では、当然合併を前提に集中的にここでお金は使ってしまうというような、そういう理論ではないと思うのだけれども、そんな形ではやるべきでない。ただ、ずっと計画をしてきたものは、館林に何としてももう計画の中に盛り入れていただかなくては、これとて合併してちっとも後退してしまうわけですから、というような考え方でいかせていただければというふうに思っております。

また、重要な局面では皆様方にしっかりとやはり相談をして、町長一人が手を振って合併ができるものでもありませんし、合併推進論者ですが、話し合ってみた結果、どうしても板倉町に利がないと、あるいは歩み寄りがどうしても得られないということであれば、別に合併をする選択は、もう私はそういう論者でいますから、推進をしたけれども、話し合ってみたら、板倉町には利がなかったということが万が一あれば、それは壊れて当然ですし、そういったスタンスで今のところ臨もうという姿勢で今日まで来ておりますので、ぜひご理解をいただいて、お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 私も前倒しの事業の執行というのは、そういう大げさなものを言っているわけではなくて、やはり相手のあることですし、それは紳士協定を守って、小さな例えて言えば、暗いところにちょっと街灯設置をもっと積極的にやるとか、その金額も非常に少額で、それほど非難を受けるようなことではなくて、そういったものも含めて優先順位を含めて、住民から要望がなければ、執行部のほうで気がついたものをみずから先に、要望があったからやるのではなくて、気がついたものは小さなことでも進めていくと、その金額のことは私も決してそんな大きな金額で、相手に目に見えるようなあれを、わかるようなそんな大きなものは決してやるべきではないと思うのです。

ですから、小さなものをできれば住民から要望があったものだけをやられるのではなくて、執行部のほうで気がついたものは、こんなものはやったほうがいいのかなどというので、職員間でそういうのを相談しながら、前向きに、前倒しでやれるものをぜひ考えていただければと思うのです。何でも使ってしまうとか、やってしまうとかと、そんなことは私も考えていません。例えば体育館つくってしまうとか、あるいは何か公民館建て替えてしまえだとか、そんな大げさなものは全然思っていないので、誤解を招くと申しわけない。ですから、ぜひそういうことを視野に、限られた時間内ですから、そういうものを進めていただければということをお願いしているようなわけです。よろしく願います。

○小森谷幸雄委員長 答弁はよろしいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。
原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、認定第1号から認定第5号までの審議決定は、9月15日、本会議の最終日に行います。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午後 3時08分）